

2023年～2024年度

政策調査会報告書

「真宗再興～宗門の危機に立ち 共に未来を開かん」

真宗興法議員団

目 次

ご挨拶	3
<hr/>	
「教学教化」部会	4～19
I 行財政改革における教学教化の課題について	
II 「是旃陀羅」問題について	
III 首都圏開教について	
<hr/>	
「制度機構」部会	20～26
I 宗務機構の組織について	
II 今後の共済制度について	
III 開教について	
IV 宗議会選挙について	
<hr/>	
「財政」部会	27～40
I 相続講制度について	
II 新たなる財源について	
III 教化交付金について	
IV 宗費賦課金について	
V 融資制度について「本願寺派寺院振興金庫」への聞き取り	
VI 宗宝宗史蹟指定拡大について	
<hr/>	
「同朋社会」部会	41～48
I 聖教における差別言辞「是旃陀羅」問題について	
II 性の多様性「尼」についての課題	
III カルトとの境界線 宗教二世問題	
IV 能登地震の被災地を視察して	
<hr/>	
政策調査会 各部会構成	49

ご挨拶

真宗大谷派宗議会においては、「宗政調査会」が組織されています。年4回程度の会合が持たれ、「教学教化」「制度機構」「財務」「同朋社会」の4専門委員会が設置され、宗政に関わる課題の調査・研究がなされています。

これに対して、真宗興法議員団には「政策調査会」が組織されています。「教学教化」「制度機構」「財政」「同朋社会」の4部会を設置し、より細やかな学習・調査・研究を実施しています。具体的には、開催回数を定めず適宜に対面会議・WEB会議・現地調査を行い、より踏み込んだ討議が日々なされました。

「諸行無常」の言で表現される「時」の捉え方は、一瞬たりとも止まっていないということでありましょう。「宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要」が多くのの方々のご尽力により円成いたしました。その後、課題は積み重なってまいりました。喫緊の課題として「宗務改革」「自然災害対応」「聖教における差別言辞」「教師養成」等が挙げられます。そして、これらに対応する裏付けには「財」をどう考えていくのかという問題があります。

本年宗議会常会において、木越渉宗務総長は、

宗門は大きな転換期に差し掛かっていると受け止めております。教団の質的転換を期し、教法を聞思し実践する「真宗再興」の道。それを成り立たせるものが「南無阿弥陀仏」の声であります。私は、そう確信する「ひとり」であります。共に、御名を聞く一道を願うところであります。

と総長演説で述べられました。「御名を聞く一道」をどう歩むのか。内局を押し出している責任会派として、引き続き活発な論議を重ねてまいりたいと存じます。

今秋は、宗議会議員任期満了を迎える時期に当たりますが、新選良によって今後とも幅広く諸課題に対して政策調査を行い具体的な提言をすべく活動をしてまいります。

ここに4部会の主任によって本報告書は纏められました。ご一読いただき、内容に関してご指摘・ご叱正をいただければ幸いです。

合掌

2025年7月

真宗興法議員団 政策調査会
会長 那須 信純

「教学教化」部会

主任 内藤円亮

「真宗再興～宗門の危機に立ち ともに未来を開かん」という基本テーマのもと、当部会では、慶讃法要円成後の、そして、コロナ問題を経験した後の、そして、能登半島地震からの復興という課題を踏まえた、大谷派宗門の教学教化について協議していくなか、大きく、以下の3点について議論、調査研究が重ねられていった。

- I 行財政改革における教学教化の課題について
- II 「是旃陀羅」問題について
- III 首都圏開教について

I 行財政改革における教学教化の課題について

当部会の部会員1名が行財政改革検討委員会の教化改革小委員会委員として関わってくださったこともあり、そこでの議論を聞き取りつつ、同朋会運動のあり方を確認するものであった。

あらためて、公開された「行財政改革検討委員会報告」の「教化改革小委員会報告」の見出しを確認する。

教化改革小委員会における基本理念

「これまでの聞法の間を大事にしつつ、新たなであいを開く」

第1章 「真宗同朋会とは、純粹なる信仰運動である」という原点の確かめについて

第1節 原点に立ち返る

第2節 一人ひとりが信仰運動の当事者である

第3節 聞法が開く世界

第4節 信仰運動と同朋

第2章 教化改革小委員会が取り上げた諸課題について

第1節 「人の誕生」を実現する「縁」という視点

1. 住職・教会主管者、坊守、教師、僧侶になったことに終わらない、継続した学びの場を開く（フォローアップ研修の実施等）
2. 真宗本廟への参拝や同朋会館での研修をうながす

第2節 「場」の創造と継続という視点

1. 組が軸となって、地域の人びとのつながりを深めていく
2. 都市、過疎地（聞法の間が少なくなった地域）、海外や、これまで聞法の間で縁がなかった人たちに、開教の視点をもって伝道の間を開く
3. 青少幼年とその親世代の声を聞き、ともに考えていく
4. IT（情報技術）を活用した聞法

「同朋会運動」という言葉を聞くと、「すでに終わった過去のもの、自分には関係ない、関心がない、関わりたくない」という関係者が一定数いることは想像に難くない。そのような声の意図するところも参酌すべきではある。しかし、「原点に立ち返る」と確かめられているように、たまたまのご縁によって大谷派宗門に関わりを持ち、この宗門にお育てをいただき、この宗門のより良きかたち、あるべき姿を憶念する一人ひとりが、それぞれの出発点に帰っていくことが大切ではないだろうか。すなわち、菩提心を確かめ直していく作業である。

仏教は「初発心時便成正覚」と説く。しかし、それは菩提心を起こしたらそれでおしまい、という話ではなく、重ねて菩提心を起こしていくのであろう。けれどもそれは、菩提心に基づいた諸善万行を積み重ねていくことではなく、その重心がどこにあるのかを確かめていく歩みであると受け止める。

そしてそれは、真宗大谷派が展開する同朋会運動も同様である。同朋会運動 60 年の歩みのなかで、さまざまな施策が積み重ねられてきた。その時代時代を生きる人びとの課題を受け止めてきた歴史でもある。その歴史を学び、同朋会運動の菩提心を引き受け、今現在を生きる我われの課題といかに切り結び、展開していくのか。過去の遺物ではなく、現在に深く関わる問題として、真宗同朋会運動が推進されていくことが肝要である。

II 「是旃陀羅」問題について

全宗門的課題として現在進行形で取り組まれている「是旃陀羅」問題について、2023 年 5 月 31 日に『学習冊子 是旃陀羅問題について』が、2024 年 1 月 28 日に『是旃陀羅問題学習テキスト 御同朋を生きる』が発行された。「この問題をいつまでやっているんだ」という批判めいた声は聞かれるけれども、大谷派宗門は「是旃陀羅」問題に愚直に取り組んでいると言わなければならない。しかし、教学教化の最前線の全国の寺院、僧侶・門徒一人ひとりのところまで伝える、すべての人に伝わるのは、正直に言えば不可能であると思う。しかし、それぞれの立場で、縁の催すところで取り組むべき課題である。それが是旃陀羅問題であり、それぞれがそれぞれのところでこの問題を学ぼうとするときに、その拠りどころをしっかりと示しておくことが宗門の役割である。

ことに、「部落差別問題等に関する教学委員会報告書」を手がかりとして、7 項目の宗派施策が提案された。

- ①全国の寺院・教会を対象とした意識喚起
- ②教師資格取得のためのカリキュラムの見直しの中での学習資料の精査
- ③経典からの削除の可否及び経典読誦の方途の検討
- ④経典等における他の差別的表現への取り組み
- ⑤「同朋の会」テキストである『現代の聖典』の改訂

⑥聖教編纂事業における差別的表現への取り組み

⑦安居での取り上げ

「是旃陀羅」問題という、いつも③の問題が先鋭的に語られることが多いが、トータルとして、これらの施策について、時間がかかることは致し方ないけれども、着実に実施していくほかない。ことに、⑦については、2025 度安居次講において、『観無量寿経』序分が講本に選ばれた。まことに大きな一歩である。

(ア)『御同朋を生きる』のかなめ—三つの用例—

『御同朋を生きる』をもとに「是旃陀羅」問題を学ぶために、いくつかの視点を提示する。

本書は3章構成となっている。

第一章 「旃陀羅」差別と仏教

第二章 教団の歴史的罪責

第三章 『観経』序分をどのように受けとめるか

なかでも、第3章に示された、「是旃陀羅」について想定される用例を3つに整理している点は、この問題の理解を深めていくに際し、とても有用と思われる。本書のかなめとなる箇所である。

『観経』序分のなかで、「是旃陀羅」の語は、ヴァルナ社会の差別性を露わにする言辞として用いられている。

その場合、第一に「あなたは「旃陀羅」だ」という言辞が、すでに「旃陀羅」身分に生まれたものとして差別されている人に向かって発せられたとすれば、その人を改めて差別し侮蔑し罵るための言葉として用いられたことになる。第二に、「旃陀羅」身分に生まれたのではない人に向かって発せられたとすれば、「あなたは「旃陀羅」と同然だ」と言って、「旃陀羅」差別を利用してその人を侮蔑するための言葉として用いられたことになる。それは差別的な比喩表現としての用い方となる。第三に、ここで見てきた阿闍世王に向かって「あなたは「旃陀羅」だ」という断定表現をしているのは、「あなたは「旃陀羅」として追放されることになる」という意味で用いられているのだということを、これまでに確認してきた。

(『御同朋を生きる』85頁)

そのうえで、『観経』序分の「是旃陀羅」の語は第三の用例になる(85頁)ということで、譬喩表現ではなく、阿闍世を旃陀羅身分へと突き落そうとする断定的表現と見なしている。そして、『観経』序分、王舎城の物語を次のように整理する。

では『観経』序分の「是旃陀羅」の語は、どのような差別性をもっているのか。この序分は、韋提希の苦悩と救済を語る物語となっていて、当時の王侯社会を語るものである。その王侯社会の基盤を揺るがす危機的事件を通して、日常的には意識されない社会の最底辺が露出した物語となっている。そこに露出した最底辺が「旃陀羅」と語られているのである。だからこの「是旃陀羅」という語は、差別社会の構造を表す言葉として用いられているのであって、その名のもとに特定の個人が語られ差別されているのではない。「旃陀羅」という語は、差別語として機能する言葉であるが、ここでは差別的な社会構造を抉り出すもの

となっている。

『観経』序分は、このような差別社会を物語る中心に「是旃陀羅」の語を用いている。しかしこの『観経』の言葉は、先に示した三つの用例のなかで、差別されて苦しむ人々をさらに差別するものとして語る第一の用例ではないし、「暴悪だ」と罵倒する比喩表現としての第二の用例でもなく、第三の差別社会の構造を表す用例として読まなければならない。

(『御同朋を生きる』87頁)

「是旃陀羅」という言葉の解釈の幅を極端に狭めて理解しているように感じられる。『観経』序分をここまで読みこまないといけないものなのだろうか、というのが率直な感想である。

(イ)『観経和讃』の理解―「はじしめて」―

第三の用例を是とすると示されたとき、当然、宗祖の和讃が注意される。

耆婆月光ねんごろに
是旃陀羅とはじしめて
不宜住此と奏してぞ
闍王の逆心いさめける

『御同朋を生きる』では、第1章でこの和讃について言及して、

この和讃では、『観経』序分に叙述されるままに、月光・耆婆という二大臣が「是れ旃陀羅なり」と阿闍世王を「はじしめ」たとうたわれている。この大臣の発言は、古代インド社会の差別構造を反映したものと考えられるが、親鸞聖人はその差別的な視座を直叙するのみである。(『御同朋を生きる』33頁)

と述べている。この理解は、『現代の聖典 学習の手引き』に、

親鸞聖人が「是旃陀羅とはじしめて」(『浄土和讃』観経意)という表現をされたのも、月光・耆婆が「是れ旃陀羅なり」と阿闍世王を「はじしめ」たと言われたのであって、それは月光・耆婆の差別的視座を直叙されたのである。ただその際、表現の差別性という次元を対自化して捉えられていたかどうかは、ここではにわかに判断しがたいものがある。

(『現代の聖典 学習の手引き』345頁)

とあるものをそのまま踏襲するのみで、『御同朋を生きる』では、この和讃についてこれ以上なにも言及していない。

「はじしめて」とはいかなる行為か。辞書に「恥じしむ ①はずかしがらせる。②(恥を知るように) いましめる。注意する」と出てくるように、月光大臣が阿闍世王に対して、「是れ旃陀羅なり」と恥ずかしがらせ、いましめたということは、本書が否定する「暴悪だ」と罵倒する比喩表現としての第二の用例」と言うべきである。

つまり、『御同朋を生きる』は宗祖の理解を否定する読み方になる、と言わなければならない。だからと言って、本書を全否定するつもりはない。宗祖の理解は現代の人権感覚からすればそぐわない、という結論を導き出すかどうか、であろう。本書が3つの用例として整理したことによって、宗祖の「是旃陀羅」に対する理解が見えてきた、ということでもある。

要するに、「旃陀羅身分に追放するぞ」という断定的表現、差別社会の構造を表す第三の用例

もひとつの解釈であり、譬喩表現としての第二の用例も当然ありうると考える。もちろん、両者の解釈ともに差別発言であることに変わりはない。

（ウ）「不宜住此」の解釈—誰が住することができないのか—

ここでは、その理由のひとつとして、「是旃陀羅」に続く「不宜住此」の解釈を注意しておきたい。

『御同朋を生きる』は「是旃陀羅不宜住此」を次のように解釈する。

〈是れ旃陀羅なり 宜しく此に住すべからず〉

クシャトリヤ種姓を汚し不浄をもたらすものに対しては、たとえそれが王であれ厳正に処置されなければならない。それがまたクシャトリヤ種姓に生まれた大臣たちの義務であり務めであろう。そこで大臣は、阿闍世王に向かって「是れ旃陀羅なり」と言ったのである。

したがって「是れ旃陀羅なり」の語は、比喩表現などではなく、「クシャトリヤ種姓を汚すものは、「チャンダーラ」身分としてこのヴァルナ社会から追放します」と阿闍世王に向かって断言しているのである。大臣はすぐに続いて「宜しく此に住すべからず」と、「そうなのは、もはやあなたはここに住することができません」と言う。つまり、あなたは最不浄の「チャンダーラ」として王宮から追放されることになるから共に住することができない、という意味である。このように「是旃陀羅」と「不宜住此」は、一連のなかの一つの事態を意味するものとして読まれなければならない。（『御同朋を生きる』78頁）

このように、「是旃陀羅」という発言をさらに強める意味で、「不宜住此」「そうなのは、もはやあなたはここに住することができません」と月光が言ったというわけである。

このことに関連して、学習冊子『是旃陀羅問題について』と学習テキスト『御同朋を生きる』との現代語訳の違いも指摘しておきたい。「学習テキスト『御同朋を生きる』はあれこれ書いてあって難しいし、学習冊子『是旃陀羅問題について』の方が読み切りやすいから、こちらをみんなで輪読する」という意見もあったが、学習冊子『是旃陀羅問題について』だけで学びを進めていくと、訳語が訂正されたことが気づきにくいということもあり、以下に整理する。

学習冊子では、訂正現代語訳を次のように記している。

大王さま、私どもは、ヴェーダの論典にこのように説かれていると聞いています。世界の初めよりこれまで、多くの悪王がいて、国王の位を貪って父を殺したものが一万八千にもなると。しかしまだかつて〔クシャトリヤの道はずれて〕無道に母を殺したということは聞いたことがありません。王がいまそのような殺逆をなせば、クシャトリヤ種姓を〔その罪で〕汚すことになります。私ども臣下には聞くに堪えられません。この〔クシャトリヤ種姓を汚す〕ものはチャンダーラです。そうなのは、もはやあなたとともにここに住することはできません。（『是旃陀羅問題について』19頁）

最後の一文「そうなのは、もはやあなたとともにここに住することはできません」が「不宜住此」の現代語訳であるが、『御同朋を生きる』では「そうなのは、もはやあなたはここに住することができません」となっている。学習冊子のように「あなたとともに」ということで

あれば、その発言をした月光大臣がここに住することはできない、わたしたちはこの王舎城を出ていきます、という趣旨に理解することができる。阿闍世王を追放します、という意味ではなくなる。

もちろん、先行して発行された学習冊子から後に発行された学習テキストで、現代語訳を「あなたとともに」から「あなたは」と訂正することに何も問題はない。学習テキストでも「はじめに」で次のような補注を入れている。

既刊の学習冊子『是旃陀羅問題について』（一九頁）において、『観経』序分の禁母縁第三段の訂正現代語訳を提示した。その際に原文の「不宜住此」を「そうなっては、もはやあなたとともにここに住することはできません」と訳した。これは「チャンダーラ」を排除する側から見たときの構造を念頭に、訳文の主語を排除する側の大臣において訳したものである。ただ、高麗版大蔵経を底本とする大正新脩大蔵経所収の『観経』では「我等…（われらはここに住することはできない）」とあり、これと混同することを避けるため、本書では、主語を排除される側の阿闍世とし、「あなた（阿闍世）は」という訳文に改めた。

（『御同朋を生きる』9頁）

ただ、「これは「チャンダーラ」を排除する側から見たときの構造を念頭に、訳文の主語を排除する側の大臣において訳したものである」とは、やや苦しい言い訳のように感じる。

ちなみに、大正新脩大蔵経所収の『観経』の原文は次の通りとなる。

王今爲此殺逆之事。汚利利種。臣不忍聞。是旃陀羅。我等不宜復住於此。（我等宜しく復此に住すべからず）

そして、脚注に、「我等不宜住復於此流布本作不宜住此」と示されている。高麗版大蔵経を底本とする大正新脩大蔵経所収の『観無量寿経』では「我等不宜復住於此」となっている箇所が、善導大師が註釈し、宗祖親鸞聖人が読んでであろう流布本には「不宜住此」となっている、ということである。

あわせて、該当箇所を含む月光大臣の発言の現代語訳について、『現代の聖典』における初版・第2版と第3版との違いを見ておきたい。

【初版、第2版】

「大王、わたくしどもの聞いている古い記録に、この世はじまっていらい今まで、王位ほしさに父大王を殺害した悪王の数は一万八千にも及ぶとありますけれども、いまだかつて無道にも、生みの母を殺害したということは聞きません。しかるに今、大王がそのような悪逆無道のふるまいをなされば、王の家柄に傷がつきます。わたくしどもには聞くにだに忍びない、人にあらざるむごたらしい行為です。もはや、わたくしどもはこんな城には一刻もおるわけにはまいりません。」

【第3版】

「大王さま、わたくしどもの聞くところによりますと、ヴェーダという古い経典には、『この世が始まってからこれまで、王位ほしさから父親の王を殺した例は一万八千にもものぼる』と説かれています。しかし、無道にも生みの母親を殺害したということは、いまだかつて

聞いたこともございません。それなのに、もしいま王さまが、そのような悪逆無道なふるまいをなされば、クシャトリヤの名誉を汚すことになるでしょう。わたくしどもには耳にすることさえ堪えられません。それはチャンダーラのすることです。こうなっては、わたくしどもはもはやあなたを王としてこのお城にお置きするわけにはまいりません。」

(後註※「住すべからず」はこの文意では善導大師の解釈によったが、他に「(二人の大臣がこの城にとどまるわけにはいかない)」という解釈もある。)

『観無量寿経』は、その基準とすべき大正新修大蔵経所収本と一般に流布しているものとは、いま問題としている「不宜住此」の箇所の主語が異なってくるということである。阿闍世が「宜しく此に住すべからず」なのか、月光・耆婆の二大臣が「我等宜しく復此に住すべからず」という視点で読んでいくのか。

もちろん、善導大師が註釈した流布本や、宗祖親鸞聖人が註を加えた『観無量寿経集註』に「不宜住此」とある以上、「阿闍世王は王舎城に住してはならない」という文脈で理解すべきであろう。そういう意味では、『現代の聖典』の初版と第2版の現代語訳は不十分であった。

しかし、善導大師の旃陀羅解釈について言及していない、宗祖の「観経和讃」にもアプローチしていないのが『御同朋を生きる』というテキストである。後代の解釈によらず『観無量寿経』そのものを検討して、古代インドにおける旃陀羅差別の苛烈な状況を分析し、そのような社会の差別構造が「是旃陀羅」の語に端的に表れているというのであれば、テキスト上の問題点として、底本と流布本における「不宜住此」についての視点の違いを丁寧に論じなければならない。少なくとも、底本に依るかぎり、『御同朋を生きる』が主張するような、

「是れ旃陀羅なり」の語は、比喩表現などではなく、「クシャトリヤ種姓を汚すものは、「チャンダーラ」身分としてこのヴァルナ社会から追放します」と阿闍世王に向かって断言しているのである。大臣はすぐに続いて「宜しく此に住すべからず」と、「そうなっては、もはやあなたはここに住することができません」と言う。つまり、あなたは最不浄の「チャンダーラ」として王宮から追放されることになるから共に住することができない、という意味である。このように「是旃陀羅」と「不宜住此」は、一連のなかの一つの事態を意味するものとして読まれなければならない。(『御同朋を生きる』78頁)

という理解は難しくなってくる、と言わなければならない。

つまり、解釈には幅がある、ということである。

(エ)「王舎城の物語」の意味 — 「守門者」への眼差し—

大谷派宗門は、『観経』序分を「現代の聖典」として読み、同朋会運動を推進してきた。それは、日常生活の中にこそ教えの真実が存在することを証しようとしてきた歩みである。その拠りどころとした『観経』は、王子が父王や実母を牢に閉じ込めるという事実から経説が展開しており、その最後には、真に人間の救済せられる道が明らかにされている。つまり『観経』は、在家止住の仏教としての真宗の教えに直結しているのである。宗祖親鸞聖人は主著『教行信証』「総序」において、真実教たる『大経』の教えは『観経』を通してこの地上の具体的人間の救いとなったと語っている。こうした宗祖の『観経』観から『観経』序分がテキストとして選ばれた。

このたびの『御同朋を生きる』は、『観経』序分に説かれた出来事を歴史的事実として位置づけようとしているのか。「是れ旃陀羅なり」と発言した月光大臣は、『観無量寿経』以外には登場しないことはよく知られている。もちろん、その核となる出来事があったことは事実であろう。歴史的事実として、古代インドの王侯社会を語るもので、その王侯社会の基盤を揺るがす危機的事件を通して、日常的には意識されない社会の最底辺が露出した物語となっている。そこに露出した最底辺が「旃陀羅」と語られているのである、という。

そのことを強調し過ぎていないか。それによって、王舎城の物語が縁遠いものに、現代の我われには無関係な古代インドの歴史的な話になっていかないだろうか。

そうではなく、現代の聖典として読むということは、現代の我われの生活の事実即して、我が身に引き当てて読んでいくことということと考える。そして、むしろ確かめるべきは、古代インドの旃陀羅差別という社会構造が、日本における部落差別の構造と同質であるということでないか。いわゆる「穢れ」観念に基づくいわれなき差別である、ということであろう。

そのような視点を踏まえつつ、それをもとに王舎城の物語が仏陀の経説として、浄土教興起の物語として語り継がれてきたことの意味を考えたい。一言でいえば、『大経』における法蔵菩薩の物語と同質の、『観経』における王舎城の物語として読むという捉え方である。だからといって、仏陀釈尊が没したのちの後代の人類が創作した物語だから「是旃陀羅」の語を削除せよ、という短絡的な議論をしたいわけではない。

古来より、『観経』は機の真実を表すと言い習わされている。

『観無量寿経』は、機の真実なるところをあらわせり。これすなわち実機なり。いわゆる五障の女人韋提をもって対機として、とおく末世の女人・悪人にひとしむるなり。

(『真宗聖典』第2版、814頁)

とは覚如『口伝鈔』の言葉である。「機の真実」とは、「人間の現実の事実」ということである。王子が父王を牢に閉じ込め、父を助けようとした母をも殺害しようとし、差別言辞を用いて殺害を思い止まらせようとする側近たち。

そして、もう一人、「守門者（守門人）」という存在がいるが、彼には名前が与えられていない。そのため、「観経和讃」の第6首、

弥陀釈迦方便して
阿難目連富楼那韋提
達多闍王頻婆娑羅
耆婆月光行雨等

と、「等」の中に守門者は押し込められてしまった。そこにいるにも関わらず、存在しないかのように無視された存在。

人権週間ギャラリー展で使用されたパネルをパンフレットにした「御同朋からの問いかけ」9頁に『観無量寿経』序分の物語がまとめられ、人物相関図も示されているが、そこに守門者は示されていない。

「旃陀羅」という言葉を理解していく上で、「獄卒」「守獄」「牢獄」という解釈がある。『現代の聖典』には掲載されていないが、『現代の聖典 学習の手引き』には、江戸宗学期以降の「旃

陀羅」解釈として見ることができる。

一般に「獄卒」といえば地獄の番人としての鬼をイメージするが、旃陀羅の生業・職能としての「獄卒」とは牢獄で囚人を取り締まる看守のことである。

王舎城の物語において阿闍世が母親である韋提希を殺害しようとするその発端は、まさしく「獄卒」たる「守門者」とのやり取りであり、この人物は王舎城の物語の中でただ一人、名前がない存在である。その「守門者」という存在を、宗祖が注目していたことは広く知られている。「大経和讃」の前に配置された『観経』登場人物が列挙された中に、守門者はいる（『現代の聖典』96～97頁を参照されたい）。

王舎城の物語を読むとき、「守門者」の発言内容について言及されることは多いが、「守門者」とは如何なる存在かという視点から『観経』序分を読み解いた書物を私は寡聞にして知らない。学習冊子においても「チャンダーラはこの王舎城の外に存在して、王舎城に住む人びとの生活から排除されているのです」（21頁）と述べているが、はたしてそのように言い切れるのであろうか。

『御同朋を生きる』はチャンダーラの生活を次のように描いている。

「チャンダーラ」は、死刑の執行や屍体運搬の仕事をあてられ、また村や町の清掃や種々の土木作業、死んだ動物の屍体処理、その他の不浄物の清掃などの仕事をあてられていた。あるいは、村や町の番人や、犯人探索の仕事に従事する者もあった。また、その住居は、都市の郊外に置かれるか、あるいは村落の外に一団となっていた。紀元後五世紀初頭に仏典を求めてインドに訪れた法顕は、「チャンダーラ」が城塞都市に入る時、市民が彼らを避けることができるように、木を叩いて音を鳴らしたと記している。（14頁）

「旃陀羅」と「獄卒」と「守門者」との連関。なぜ名前がないのか。固有名詞が与えられない、取るに足らない存在として見做されているのではないのか。「阿闍世や韋提希と接触が許されているような「守門者」を、すぐさま「旃陀羅」と結びつけることには、検討の余地があると言わざるを得ません」という内局答弁もあったが、『観経』序分に説かれた王舎城の物語を歴史的事実として描き出すのであれば、紀元前5世紀、釈尊在世当時の「チャンダーラ」の生活実態を描く上で、1000年も後の紀元後5世紀の史料をもとにしてよいのか。そこには限界があると思われる。

そのような意味からも、『大経』における法蔵菩薩の物語と同質の、『観経』における王舎城の物語として読むという視点を提示した次第である。

「獄卒」「守獄」「牢獄」という言葉で解釈された「旃陀羅」。「死」に関わる職業差別であり、「穢れ」観念に基づく言われなき差別であろう。そして、「守門者」の出自を詮索するということは、現代の解放運動においては決してあってはならない。

そういう点も含めて、『観経』序分の物語を、「王舎城の悲劇」ではなく、「王舎城の物語」として読み解き、我われ人間の「機の真実」を学んでいく「現代の聖典」といただいきたい。

(オ)「是旃陀羅」読誦の課題

「是旃陀羅」という語を読誦するのかもしれないのか、という点については、宗務審議会において

これから検討されていくことであるが、1点だけ指摘しておく、現在、大谷派が制定している昭和法要式の経典で、仏陀釈尊の教説であっても、1文字だけ読誦していない箇所がある。

『大無量寿経』序分のいわゆる五徳瑞現の箇所、経文では「今日世雄・住諸仏所住」とあるところを、「諸」の一文字を四角で囲んで、経典読誦という儀式執行の現場において、一文字読誦していない。

このような取り扱いも参酌しつつ、『観経』における「是旃陀羅」の語の読誦に関する議論を深めてほしいと念願する。

Ⅲ 首都圏開教について

教学教化部会では、首都圏における開教を課題として、2023年度は首都圏教化推進本部の全面的な協力により、「首都圏大谷派開教者会」に所属する開教所寺院を中心に視察を行なった。

【2023年度視察先】

2024年2月26日：浄心寺、名響寺、證大寺

2024年2月27日：往還寺、法圓寺、重蓮寺

視察寺院概要

①浄心寺

代表：會谷文男氏、住所：埼玉県草加市、最寄駅：「獨協大学前」（東武スカイツリーライン）

2007年、開教者会入会。足立区周辺地域にて開教活動開始。

2010年、埼玉県草加市に拠点となる物件を取得して活動開始。

2015年、寺号「浄心寺」の公称許可。

②名響寺

代表：長尾朋聡氏、住所：千葉縣市川市、最寄駅：「市川大野」（JR武蔵野線）

2017年11月、東本願寺市川行徳真宗会館竣工。

2018年2月、開所式。開教法務員に任命された長尾代表が活動を開始。

2018年4月、東本願寺市川行徳真宗会館に宗教団体名響寺を設立。開教者会入会。寺号「名響寺」を公称許可。

③證大寺（埼玉組）

開教者会所属寺院ではなく、早くに九州より首都圏へ寺基を移して活動を展開されている寺院。

住職：井上城治氏、住所：東京都江戸川区、最寄駅「一之江」（都営地下鉄新宿線）

ホームページ（<https://shoudaiji.or.jp/>）

④往還寺

代表：松下照見氏、住所：東京都町田市、最寄駅：「西成瀬」（JR 横浜線）
2014 年、開教者会入会。横浜市及び周辺地域を拠点に開教活動開始。
2015 年、東京都町田市の拠点が竣工。
2017 年、寺号「往還寺」の公称許可。
※令和 6 年能登地震にて被災。

⑤法圓寺

代表：鎮西猛氏、住所：東京都世田谷区、最寄駅：「用賀」（東急田園都市線）
2008 年、亡父の法務活動と道場を引き継ぐ形で、開教活動を開始。
2018 年、開教者会入会。寺号「法圓寺」の公称許可。

⑥重蓮寺（川崎組）

住職：長谷部隆男氏、住所：神奈川県川崎市幸区、最寄駅：「川崎」（JR 京浜東北線、南武線）
2005 年、開教者会入会。その後、川崎組内寺院からの法務依頼を中心に活動。
2010 年、2009 年に真宗三門徒派「重蓮寺」が解散することとなり、当派が解散手続き後に物件を取得。宗派立開教拠点として、開教法務員に任命された長谷部代表により開教活動が開始された。
2014 年、東京教区により準組会員承認。
2016 年、神奈川県による宗教法人規則認証により法人化。川崎組へ編入。

6 か所の開教所、寺院の視察、各代表、住職方との懇談をおこなった。個人情報や機微に触れる問題もあるため、本報告書では個人を特定した形での記述は差し控えるが、開教を志す背景や事情、物件取得に至るご苦労、法務収入等に関する経済的問題、葬儀社や僧侶派遣会社との関係性、宗教法人認証にまで至る課題、納骨・預骨の問題、活動する地域社会における開教所の認知度や他宗派との関係性、東京教区内既存寺院との関係性や、「準組会員」制度の問題、宗派立の開教拠点の課題など、首都圏における開教の課題を聞き取ることができた。なかでも、宗教法人格を取得した寺院と、非法人の開教所との大きな違いは、納骨施設の有無といってよい。納骨施設を管理運営できるのは宗教法人でなければできないわけであるから、開教所が葬儀社や僧侶派遣会社から葬儀等を請け負ったとしても、最終的にお骨をどのように埋蔵管理していくのか、ということである。そのために、現在、大谷派が進めている、練馬の真宗会館における納骨施設建設や合葬墓の計画など、期待される場所である。

首都圏における大谷派寺院は圧倒的に少ないが、宗門としてこの問題をどのように進めていくのか。今後、千葉県市川市の名響寺をモデルケースとするのであろうが、スピード感をもって、首都圏での開教を志す人を支えていく体制を構築すべきであろう。

【2024 年度視察】

2024 年度は大谷派との比較調査という観点から、本願寺派、築地本願寺における首都圏

開教の一端を調査研究すべく視察を行った。

2025年2月25日：慶念寺、長念寺

2025年2月26日：築地本願寺、築地本願寺佃島分院

視察寺院概要

①慶念寺

住職：小林賢五氏、住所：神奈川県川崎市多摩区、最寄駅：「登戸」（小田急小田原線）
ホームページ（<https://kyounenji.com/>）

②長念寺

住職：小林泰善氏、住所：神奈川県川崎市多摩区、最寄駅：「登戸」（小田急小田原線）
ホームページ（<https://chonenji.jp/home/>）

③築地本願寺

浄土真宗本願寺派直轄寺院

①慶念寺は、「築地本願寺川崎多摩布教所」として活動を始め、8年ほどで宗教法人を認証することができた。慶念寺小林住職の努力の結果というほかないが、実家である②長念寺を背景とする地の利に併せて、築地本願寺における「都市開教専従員制度」という、本願寺派宗門のバックアップがあって初めて実現することができたと言うべきである。小林住職は、2015年に専従員に任用、2016年には川崎多摩布教所慶念寺を開所し、2017年、所轄庁へ設立相談を開始、2024年には宗教法人「慶念寺」を設立するに至っている。「都市開教の魅力は、何もなかったところ、つまりゼロから1,2,3…とだんだん形になっていく面白さだと思っています」という小林住職の言葉は、まことに見習うべき姿勢であろう。

今回、築地本願寺を訪問し、伝道企画部の開教推進担当より都市開教について説明いただいた。担当部門による丁寧なご説明、まことに有難いことでした。ここに記して甚深の謝意を申し上げます。

(ア) 本願寺派における都市開教のはじまり

本願寺派における都市開教は、そもそも宗派の教化施策であった。大正末期、1920年代頃より東京・横浜を中心に説教所が開設され、離郷門徒の拠りどころとなっていた。人々が移住し定着していくなかで、自ずと寺院も設立されていったのであろう。そのような動向をいち早くとらえ、本願寺派では、1960年代には東京首都圏都市開教対策本部が設置されて、積極的な取り組みが開始され、都市開教が重点施策の一つとなっていた。2000年代初頭には、本願寺築地別院に宗派機関「首都圏宗務総合センター（国内伝道推進部）」が設置、布教所を設置していくためのガイドラインとして「適正配置基準」が策定され、2003年までに合計48か所の布教所が設置されていった。

その後、2012年、築地別院から直轄寺院となった「築地本願寺」が都市開教の推進事務の主体を担うこととなり、「首都圏宗務特別開教区」が制定された。2015年には特別開教区における伝道推進基本計画が策定され、重点項目として、①「エンディング・ステージのワンストップ拠点化」（終活・仏事相談窓口の設置）、②「都市型寺院モデルと人材育成方法の確立」、③「東京で仏教を学び、実践できるブランド拠点化」、④「責任領域・組織の明確化と収支目標の設定」が掲げられ、「首都圏宗務特別開教区適正配置基準」を策定し、2012年から2024年までで7か所の布教所が設置されている。2024年現在、配置基準の見直し作業にも着手されているという。

法整備的にも、特区振興金庫規則や都市開教専従員に関する内規も定められ、都市開教に従事する人材を募集・育成し、非法人寺院または宗教法人設立までサポートを行う一連の仕組みが整備されている。

現在、ホームページも通じて都市開教専従員の募集は行われ、相談窓口も設置され個別説明相談会が行われる体制が整っている。

(イ) 都市開教専従員と適正配置基準

専従員を希望すると、書類・面接選考を経て、専従員任用候補者となり、原則一年、築地本願寺などでさまざまな研修を受けることになる。その期間は月々25万円が支給され、専従員としての素養を身につけつつ、開教の拠点となる候補地を調査、選定していくこととなる。研修中の財的支援としては、月々の助成金のほか、住宅手当（月6万円を上限に家賃の6割負担）や交通費（月3.5万円を上限に実費負担）などがある。

開教拠点を設置する際には、「適正配置基準」を用いて行うこととされる。「適正配置基準」とは、首都圏特区（国内において特に特に都市開教の推進を図る必要がある地域のことで、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の一都三県）における開教活動を推進するため、新規拠点（宗門に包括される一般寺院及び非法人寺院、開教拠点（布教所）並びに活動拠点のこと）設置を円滑に進めることを目的とし、主に既存寺院が所在しない地域に、拠点設置の目標数及びその手続きを定めるものである。

この基準は、築地本願寺単独で策定することはできず、東京教区教区会の承認を経て策定され、定期的に内容の見直しを図っている。その際は有識者も含めた専門部会を設置し、丁寧に調査審議を行い、宗派との調整も綿密に行われる。

この基準における新規拠点の目標数は、特定内地域を既存寺院の有無でグループ分けし、それぞれの算出方法で求めて、この基準を満たした地域に新規拠点を設置しようとするものである。

【基準1】として、市区町村において既存寺院が所在しない場合、その地域の世帯数の〔3%〕を「推定門信徒世帯数」とし、〔1200門信徒世帯数〕で除した数値を「実数値」とする。その実数値の小数点以下を四捨五入した数値となる。

例として、千代田区の場合、世帯数 $39,207 \times 0.03 = 1,176$ が「推定門信徒世帯数」となり、 $1,176 \div 1,200 = 0.98$ が「実数値」、これを四捨五入して、「1」という数値が「新規拠点設

置目標数」となる。つまり、千代田区においては、1寺院の新規拠点を目標と定める、ということになる。

また、【基準2】として、市区町村において既存寺院が所在する場合は、【基準1】によって求められた数値から、既存寺院数を減じた数値が「新規拠点設置目標数」となる。

例として、川口市の場合、世帯数 $278,477 \times 0.03 = 8,354$ が「推定門信徒世帯数」となり、 $8,354 \div 1,200 = 6.96$ が「実数値」、これを四捨五入して「7」、そして、 $7 - 1$ （既存寺院数） $= 6$ が「新規拠点設置目標数」ということになる。つまり、川口市においては、今後、6つの新規拠点を目標に設置していく、という考え方である。

ここで用いられている「3%」という数値は、首都圏における本願寺派寺院数の現状を、いくつかの統計資料に基づいて、首都圏における本願寺派寺院数の割合を3.4%と算出し、首都圏における本願寺派の門信徒数割合を3%とする調査に基づいたものである。

しかし、この場合、大谷派寺院数や大谷派門徒数は考慮されておらず、その後の質疑応答の中でも、次に示した既存寺院との距離の問題もあわせ、今後はそういった点も含めて、東西両本願寺がコラボレーションして都市開教、首都圏開教を推進し、このような基準が設定されていくことが望ましい旨の発言が、先方からもあったことを付記しておく。

新規拠点の設置を希望する者は、事務局に届け出て、その地域の人口や世帯数、成長率などの基礎資料のほか、必要な情報を収集・分析して、適正配置基準に基づいた地域から「候補地」を選定し「調査報告書」を作成・提出しなければならない。それを事務局は精査確認して、教区及び候補地が所在する組に通知することになる。

また、必要に応じて、候補地近隣寺院との同意形成を行わなければならない。既存寺院との距離が2.5km以上離れている場合はその必要はなく、候補地が所在する組に対して、事務局と専従員は協同して丁寧な説明を行い、承諾を得るものとされる。

候補地が既存寺院より2.5km以上離れていない場合、前掲の【基準1：市区町村において既存寺院が所在しない地域】では、最寄りの既存寺院の住職または都市開教専従員の同意を得るのみでよいが、【基準2：市区町村において既存寺院が所在する地域】では、候補地から2.5km未満に所在するすべての既存寺院の住職および都市開教専従員の同意を得なければならない。ここでいう「2.5km」は、首都圏特区内の既存寺院から最寄りの寺院までの直線距離の平均値とのことである。

(ウ) 開教拠点の設立まで

開教拠点を設立するまで、さまざまなサポート体制は整えられており、物件の選定や法物承継システム（後述）の運用など、また、開設のための助成金として100万円交付され、布教所の開所式は事務局が主体となって執り行っている。

布教所の運営においても、運営計画書作成のサポート、法人化目標年数の覚書の締結、運営改善のための月次面談「寺院化ミーティング」が実施され、日々の運営の振り返りや計画・企画作り、パンフレットやホームページの作成支援、会計事務や備え付け書類の指導などがある。

また、葬儀社への営業に同行したり、公開講座の助成金交付、築地本願寺の施設一部無償貸与など、あるいは、宗教法人設立の準備として、所轄庁へ同行したり、申請書類作成指導や手続き手順のレクチャーなど、さまざまサポート体制が整えられている。そして、開教拠点の物件を取得する際には、上限 3,000 万円（返済 20 年）の特区金庫貸付の制度も備えられている。なお、専従員は 1 年間の任用研修後も、4 年間は月々 25 万円が支給されることになり（5 年間で 1,500 万円）、一人の志ある人間が首都圏において布教所を開設するために、5,000 万円あまりの資金を投じる制度が整えられている、ということである。

なお、「法物承継システム」とは、諸般の事情により存続が困難となり解散となる一般寺院の本尊・御影・仏具等、寺院が宗教活動を行うために必要とされる法物等を宗派が一旦預かり、災害等により法物を必要とする寺院又は新設寺院に承継することを目的とするもので、平成 19 年 11 月に親鸞聖人 750 回大遠忌宗門長期振興計画における寺院相互扶助制度の一環として立ち上げられたものである。このたび視察を行った慶念寺においても、このシステムを通して、新たにご本尊をお迎えし、修復を行ったとのことである。

1968 年以降に設置された布教所は 55 か所となる。内訳は以下の通り。

設置県	布教所設置数
神奈川	18
埼玉	12
千葉	11
東京	7
茨城	4
静岡	2
福島	1
合計	55

以上、築地本願寺における都市開教の一端を垣間見たが、この専従員制度も 2018 年を最後に専従員の採用はない、という。現在、新たなチラシも作成しテコ入れを図っている。やはり、「人」を見つける、「出遇い」ということが教化そのものである、というのが首都圏視察を通じての素朴な感想である。

(エ) 築地本願寺佃島分院のこと

築地本願寺の視察後、徒歩 25 分程（1.8 km）に位置する、築地本願寺佃島分院を視察した。

中央区月島、東京メトロ有楽町線「月島駅」から徒歩 1 分という好立地、「もんじゃストリート」の入り口にある、9 階建てのビルである。視察の際に、近隣の小学生が学校帰りに、ビル 2 階の本堂に一人で入ってきて、焼香合掌していく姿に出会った。これが日常の風景とのこと。都市住宅における寺院の一つの可能性を示唆している出来事であった。ビルの 1 階には公衆トイレや飲食店、2 階が本堂と事務所、3 階から 9 階は業者によって老人ホームが運営されている。このような形に、都市部における寺院の一つの姿を見た思いであった。

おわりに

2か年にわたって首都圏視察を行い、結果、東西本願寺における首都圏教化の違いを見聞することができた。その違いをどのように評価していくのか。学ぶべき点は多いように思う。

「築地本願寺」という圧倒的なブランド力はいかんともしがたいが、「真宗大谷派」という信頼感はある訳であるから、宗門として今後さらに首都圏教化を推進していく体制作りが求められている。首都圏に開教所を一つ一つ開設していくという地道な作業も必要であるが、練馬の真宗会館も地域コミュニティーに定着し、納骨施設の建設へと一歩一歩進んでいるが、宗門としてのさらなる拠点を設けていく必要性も感じた次第である。

「制度機構」部会

主任 井上 裕

2024年4月に行財政改革検討委員会から内局に報告書が提出され、いよいよ宗門は具体的な行財政改革の実働を始めております。非定住社会、少子高齢化、過疎化による人口減少といった著しい社会変化と、家や地域の文化・伝統が継承されにくくなっていることに加え、コロナパンデミックがもたらした当たり前だと思われてきた常識の激変、そして宗教離れ、寺離れという厳しい時代です。制度機構部会では「社会の変化を敏に捉え、宗門の将来像を描き、実行性のある提言を行う」事を念頭に、「持続可能な宗門をどう次世代に手渡していけるのか」を大きなテーマとしました。宗務総長は『行革の中心になければならないのは、同朋会運動だと』断言されています。大谷派宗門がいのちとする『同朋会運動』の更なる推進に資するために行財政改革を着実に進めていかなければなりません。当部会では以下の課題を中心に調査研究を進めました。

- I 宗務機構の組織について
- II 今後の共済制度について
- III 開教について
- IV 宗議会選挙について

I 宗務機構の組織について

①中央宗務機構の組織改革について

現在の宗務機構の体制は1963年（昭和38年）に改正し、宗務機構全体を同朋会運動の推進本部として位置付け、以降様々な改編を進めながら現在の宗務機構組織となっています。しかし以前より、宗門の組織機構や職務の内実については、わかりにくいと言われてきました。縦割り行政の解消、そして業務の効率化というご指摘もいただいております。

当部会ではいかに宗務全体の事務の効率化、施策の一貫性と実効性が確保できるのか、そのためにどのような体制作りをしなければならないか、2021年4月に出された内局案を参照しながら協議を重ねてきました。

まず、同朋会運動のための宗務機構であることを改めて明確にし、本願念仏に生きる「人の誕生」と「場の創造」に資するために、あらゆる人びとに向けた「真宗の教え」の発信を可能とする教化の推進を大切にした改革でなくてはならない事を確認しました。

その上で、実務の実効性や即応性の観点から、現在の職能部門制組織から事業部制組織への改革により、「量」から「質」への転換が図られ、組織全体で役割分担していくような機能ができるのではないか。また、機能ごとに集約することにより、コスト削減、人員削減につながっていくのではないかと思量します。

その事由として次のようなことがあげられました。

- 現在の体制では各部門で物事を決め、事業を展開していく為に、事業が前年踏襲、総花的な展開に陥りやすく、また事業内容が個別に分散化していくことにより必要人員が増加する傾向となるのではないか。
- 各部門が横並びであり、いわゆるセクト化している課題があり、全体を通して動きを俯瞰するような機関が必要になっているのではないか。
- 慣例的な事務の処理は問題ないが、新しい事業や難しい課題には消極的ではないか。
- 総合的な一貫性を持った宗務執行がしにくい体制なのではないか。

②事務の効率化

事務効率化の一つとして、一部の部署で導入されているアウトソーシングを他の部署でも導入し、もっと宗務に専念する事ができる体制を整えていくことによる業務環境の整備が求められています。アウトソーシング導入により宗務役員の業務負担軽減につながり、専門的ノウハウや最新の知識、業務の処理速度や正確性がより高まるのではないかと考えます。ただ、以前よりアウトソーシング導入の問題として、経費の問題が指摘されます。しかし、メリット・デメリットをしっかりと整理したうえで、なぜアウトソーシングを必要としているのかといった「現状課題」や、いま現場でどのように業務が行われているのかといった「現場把握」を行うことにより、的確に導入できるのではないのでしょうか。現在、行財政改革本部において宗派独自のアプリが開発中であり、生成 AI を活用して業務の効率化を図る動きには大きな期待が持てます。「何のためにチャットボットを導入するか」「どんな課題を解決したいのか」を明確にした上でチャットボットの導入を進めていただきたい。

また、宗派のホームページに東本願寺公式ラインを載せ、参詣者からの様々な問い合わせの対応にチャットボットを活用した場合、「これまで問い合わせ対応にかかっていた人的コストの削減」や「人手不足の解消」に繋がる可能性があるのではないのでしょうか。また、宗務役員が目当ての情報を簡単に見つけられるため、宗務の効率の向上にもつながることが期待されます。

③広報について

DX の推進や広報の充実も大きな課題の一つです。DX を推進する大きなメリットはデータが蓄積されることに大きな意味があります。宗派の発信するどの情報に多くのアクセスがあるのか、その情報を分析することにより、施策の方向性や受け手側がどのような情報を欲しているのかをよりの確に把握でき、タイムリーな広報を発信することができるのではないかと考えます。そこで、先述した生成 AI がユーザーの発言の意図を理解し、適切な回答を生成することができるため、幅広い問い合わせに対応できます。特に、問い合わせが多い本願部や大谷祖廟での対応の自動化に、AI チャットボットは有効となる可能性があります。また 24 時間 365 日対応が可能になり、参詣者にとって利便性が向上するのではないのでしょうか。

また、当局は、行財政改革の具体的実働の取り組みの中で、教化に関する情報発信の充実に取り組んでおられ、宗派や教化に関する情報を確実に届けることによって、帰属意識・僧伽の

回復を目指す事を示されました。そして、真宗大谷派に所属することの意義や喜びを感じていただくための具体的な施策として、『同朋新聞』の充実に舵を切りました。紙面増や紙面の刷新が図られ、一カ寺に同朋の会が立ち上がる機縁や更なる充実に繋がる事が期待できます。その為の課題として、如何にして同朋新聞をより多くのご門徒に届けることができるのか。宗派最大の発行部数 75 万部と言われますが、10 年前に比して約 3 万部減少したとの報告もあります。その発行部数にも評価が分かれるところです。今読んでもらえない方々に対してどのようにアプローチしていけばよいのか、受け手目線を意識し、インターネット、SNS 等、あらゆる媒体を通して、より多くの方に届く情報発信が望まれます。そのことにより、新たな「同朋の会」を立ち上げ、さらに宗門全体の姿を幅広い世代に伝えていくことが期待できます。

④地方宗務機関教務所の今後について

教務所に関しては、従前より主体的な地方自治組織の確立のために、中央宗務機関よりの権限移譲の必要性が指摘されています。今現在、教区改編により 18 教区となりました。そのことにより広域化し大規模な教区となった地域では、各教務所がその教区の持つ歴史や、地域性を生かした教区作りに責任を持って自主的に運営する事が、教区はもちろん宗門活性化に大いに寄与することになるものと思料します。今後、宗門や教区を担う次世代に手渡していくためにも、教務所は教区人の手による主体的な教区教化をサポートができる「教化拠点」として、その充実を目指していく事が望まれ、その体制作りが急がれます。

また、教務所員が教区の教化事業に、より積極的に参画する環境を整えば、駐在教導・寺院活性化支援員・何より教区人と共に教化事業の見直し、一カ寺の課題、悩みや不安に丁寧寄り添う事が可能なのではないのでしょうか。

また、宗門と宗門施策とを繋ぐ総合窓口としての機能充実を図ることができ、教区の活性化に注力できる体制が今後の教務所には必要であり、かつ求められています。その為にはやはり教務所の事務軽減が必要となります。

2024 年の常会において、本山直結型事務へ移行することへの当部会員からの提言に対し、当局は「様々な問題はあるにせよ、その必要性」に言及されておられます。本山直結型事務の導入に向けた課題整理を早急にされるべきであると考えます。

⑤人事制度の改革について

総合的人事制度の改革は従前よりの課題です。現在、宗務役員の採用試験の期日が早まったことは大いに評価できます。以前のような秋での採用試験では学生の就職先がすでに決まっているケースが多く、採用試験を受ける人数減が課題でした。今後、より多くの方に受験していただく為に、宗門で働く事の魅力を発信していく事が大切です。また、働き方も注目されます。厚生労働省の定義によれば、「働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革」とされています。そういう現状から、採用形態についても、エリア採用、ジョブ型雇用、中途採用(宗務役員や一般企業経験者等)の推進が求められています。その事で雇用の安定にも繋がるのではないかと考えます。

また、様々なハラスメント等対策も大きな課題です。そのような課題にあたる為にも、総合的に管理・把握し調整できる部門の設置が必要と思われます。宗務の現場と宗務役員が抱える課題を適切に把握していただき、働きやすい環境整備が求められています。

II 今後の共済制度について

「申し訳ない。間に合わなかった」、能登半島地震発災後、初めて開かれた部会の折、発せられたある議員の言葉です。当部会では、現行の第二種共済制度の仕組みと内実を確認し、宗門における独自の相互扶助の願いによって作られたこの制度のメリットを活かしつつ、デメリットをカバーする保険制度について検討を致しました。東日本大震災や熊本地震等、大規模災害が頻発する中、損害保険の料率も上がり、一カ寺にとってはかなりの負担増となっている事を考えれば、現在の共済制度の良さを残し、新たな制度機構が望ましいのではないかと協議しました。また、現行制度では全ての災害に対して一口1万円で1000万の給付がなされるという強みがあるにも関わらず、加入率が52.3%であり、その加入率の低さも大きな課題として残りました。そのような議論の最中、能登半島大震災が起きました。

被災寺院969カ寺のうち、第二種共済に任意加入しているのは636カ寺。しかし、最も打撃を受けた能登教区は303カ寺中176カ寺で、加入率約58%にとどまっている状況です。2024年の常会に質問に立った部会員から被災寺院の今後について「共済給付が大きく関わる」と指摘。永年に亘り90億円近くに積み立てられた共済積立金も、上限である50%まで減少することから、これからの共済金の補填・再構築・損害保険の団体加入の必要性などを含め、新たな保険制度の構築に向けた具体的な答弁を宗務当局に求めました。当局からは「昨年に保険会社と代理店の計5社に、宗派の共済制度に関わる情報を共有した」ことを明らかにされ、団体加入の協議については、能登半島地震で中断しているものの、「現行制度を改めて精査した上で、抜本的な改革が必要」との認識が示されました。今後予想される南海トラフによる地震や首都圏直下型地震等が起こるような事態になれば、現行の第二種共済制度自体の存立が危ぶまれる事になるのではないかと危惧する意見が多く聞かれました。

宗門では宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」が設置され、持続可能な新たな復興共済制度の構築に向けて協議検討が始まり、今議会においても中間答申がされました。今後の審議会での協議検討が大きく注目されます。

III 開教について

当部会では大谷祖廟における新たな視点にたった開教について検討協議致しました。近年、日本では少子高齢化が急速に進展した結果、人口減少が進んでいます。また、現代社会におい

ては家族形態が変化しており、核家族の形が定着、今後は単独世帯が主流になっていくと予想されています。このような社会状況の中、人間関係や地域とのつながりの希薄化が起り、人間関係を築くことが難しくなっている現状があります。このような状況を踏まえ、近年、寺院が抱える課題や現状について整理すると、まず寺院を取り巻く環境の変化について、門徒の減少とお寺離れという課題があります。人口減少が進み単身世帯が増加することで、門徒制度が崩壊しつつある現状、また、一般的に言われているお寺離れについては、墓じまいや葬儀形式の簡略化・多様化・所属寺と門徒という関係性を避けたいと考える人が多くなってきている傾向があります。そのような要因もあってか、現在、大谷祖廟に所属寺のない方の納骨が増えていく状況（2013年度比5倍）があり、また、東大谷墓地の墓じまいや無縁化も進んでいるようです。全国的に見ても、少子高齢化によるお墓の継承者不足等、様々な理由から、一般的なお墓ではなく、「納骨堂」を選択される傾向が強いように感じます。現在では納骨堂が「経済的かつ実用的」な選択肢として注目されており、選ぶ人が増加しています。また、デジタル化や新しい法要スタイルの浸透も進み、さらに需要が拡大すると考えられます。

大谷祖廟周辺においても大谷本廟納骨堂や東山浄苑等があり、多くの方々が納骨されている現状があり、祖廟に納骨堂建設となると、かなりの方が納骨される可能性があります。その中には既存の御門徒以外の方々が納骨されるケースも多くなることが予想されます。また、そのニーズに応じていく事が新たな開教に繋がる可能性が高まるとともに、真宗本廟独自の財源確保に繋がる事が期待されます。現在、宗派収入源の確保として、本廟収骨・祖廟納骨プロジェクトが示され、真宗本廟収骨と大谷祖廟納骨の位置付けを総合的に見直すという方向性が示されました。

今後、増収を目指すそのための方策として、所属寺のない方に対して、納骨を大切なお縁として大谷祖廟が選ばれるように、儀式の執行・受付・案内を丁寧に行うことはもちろん、その方に対して、法要・行事やあらゆる機会を提案し、納骨後においても大谷祖廟へ参拝されるよう奨励する事が大切です。そのためにも、大谷祖廟へ納骨された方の情報や法要・行事を通して参拝された方の情報を整理・管理し、関係を確保できるような体制作りが求められます。

2023年12月に宗務審議会「大谷祖廟総合整備に関する委員会」が設置され、総合整備事業の方向性について答申が出され、今後、条例による委員会において着実に進められる事になります。

大谷祖廟は、宗祖親鸞聖人の御墓所として歴史と伝統を継承し、親鸞聖人の教えを伝えてきた大切な場所です。納骨をご縁に親鸞聖人に出遇っていただく場として開かれることを望みます。

IV 宗議会選挙について

宗議会議員選挙は、宗門の最高議決機関である宗会（宗議会と参議会で構成）のうち、僧侶によって構成される宗議会の議員を選出する大切な選挙です。

しかし、2021年の総選挙においては全教区無投票となりました。その事実は何を意味するのか。宗政に対する関心の希薄化が進んでいるのではないかと懸念とともに、宗政に積極的に関わってもらえるような選挙制度改革を進めていかなければならないのではないかと思量致します。

公正・公平な選挙の実施の願いから、宗議会選挙条例は今日まで様々改正を続けてきました。今回は、25教区から18教区になって初めての選挙となります。以前より指摘されている教区改編による広域化がもたらす影響、選挙権のある有教師の方々にいかに投票していただくか、投票しやすい環境づくり等について検討しました。その中で、選挙事務・投票事務の省力化や広域教区においても投票しやすい環境づくりのため、アメリカの大統領選等において既に郵便投票が広がっているという実例も踏まえて、投票の方法を全選挙人の郵便投票に改め、そのことにより、利便性が向上するほか、これまでの個別の郵便投票の手続きや投票管理者の指定、投票所の決定、投票立会人の指定、不在者投票等が不要となり、選挙事務の大幅な簡素化が期待できるのではないかと議論の中で、以下のような課題が抽出されました。

(メリット)

- 広域化した投票区でも投票しやすい
- 投票所に行かなくても投票できるため投票率の増加が期待される
- 投票所に関する事務がなくなり事務が軽減される
- 投票管理者や投票立会人が不要となるため教区の負担が減る
- 仮投票などによる複雑な開票手続きは解消される
- 余裕をもった選挙日程となり、期間中すべての土日の休みが確保できる
- 感染症のまん延時にも対応できる
- 将来的なネット投票につながるステップとなる

(デメリット)

- 「なりすまし」投票や二重投票などの不正が懸念される
- 本人の名前確認や封筒の開封作業など、開票作業の手間が増える
- 将来的なネット投票を見据えた方向性としては賛同するが、なりすまし等の懸念が解消されていない以上、いきなりの全選挙人を対象とした郵投の拡大は慎重になるべき。その意味でも、宗派として全有教師の所在把握を優先して行うべきではないか。

等の課題があげられました。

今常会において宗議会選挙条例の改正案が可決されました。この選挙条例改正の内容についての周知や広報をあらゆる手段を用いて行い、より多くの宗門人に宗政に対し関心を深めていただける事が肝要であると思致します。

おわりに

当部会と財政部会のメンバーで、3月25日に能登半島地震・能登豪雨による被害状況の視察に行きました。能登教務所所員の皆様に案内をいただき、改めて能登の現実を目の当たりにしました。失われた多くの「いのち」、過去類を見ない壊滅的な被害状況に絶句しました。宗務総長は生活を再建しようとしている方々に、仏法を拠り所とした「門徒が集う場の回復」を強く願っておられます。

能登の今を伝える活動をしておられる写真家が、「いまの能登の光景は、自分たちの眼前の光景だ」と言われました。能登の「今」は我が身の上にもいつ起こっても不思議ではない状況であり、その意味で他人のことではなく、私のことなのだと深く感じ入りました。

今、宗門は「大規模災害被災教区・運営を支えるための体制づくり」として、「災害時特別教化交付金」の新設、共済・保険制度の抜本的見直しに着手しております。今こそ願われるのは、大谷派に所属する意義が強く感じられる宗門組織であります。

「財政部会」部会

主任 能邨勇樹

はじめに

現在日本は多死社会に入っており、2023年で年間157万人を超えています。一方、出生率は減少の一途を辿っており、2024年における年間出生数は68万6000人、合計特殊出生率も1.15となり、過去最低を記録しています。人口減少が進めば、近い将来地域の維持も難しくなり、寺院を取り巻く環境は一層の厳しさが予想されます。

また、2024年1月発災した能登地方の地震は、さらなる日本の現状を浮き彫りにしたと言えます。そのような状況のなか、私たち宗門は、宗務改革の推進に関する条例第2条に「宗務改革は、同朋社会の実現を目的とする宗門として、将来にわたって持続可能な教学振興と教化推進を基軸とする宗務機構の基盤整備をはかる」とあるように、宗務改革を推進していくことが重要であると言えます。

今回、財政部会の課題は多岐にわたりますが、議論を踏まえたうえで、次の6点を報告いたします。

- I 相続講制度について
- II 新たなる財源について
- III 教化交付金について
- IV 宗費賦課金について
- V 融資制度について—「本願寺派寺院振興金庫」への聞き取り—
- VI 宗宝宗史蹟指定拡大について

I 相続講制度について

相続講は、1885年(明治18年)に発足して以来、140年間、宗門の懇志制度を支えてきました。しかし、2024年4月に出された「行財政改革検討委員会報告」(以下「報告書」)では、

両堂再建を機縁として設立された相続講の趣旨・精神は、138年の時を経た今もなお色褪せず、疑いのないものである。しかしその実状は、当初願われた「門徒一人ひとりと本廟が直結する」という姿からは程遠い。(P21)

「相続講の精神が、法義相続を本旨とするものであることは言うまでもないが、今日、その本末顛倒の観を呈している」(『真宗』1956(昭和31)年4月号)や「年の推移とともに法義相続の心が失われて単に財源を負担することだけが相続講であるように受け取られてきた」「相続講の賞典だけが重要視されて即納が促進され、地道な相続の姿が失われた」

(『真宗』1962(昭和37)年2月号)等、長らく課題とされてきた。(P23)

と現状を捉えています。両堂再建時は門徒一人ひとりと本廟が直結していたが、再建が成就した現在はその精神が薄れてしまい、本末転倒の様相を呈しているのではないかと指摘です。

これらの相続講に対する批判は、おそらく、1956年(昭和31年)、宮谷法含氏の「宗門白書」のころから、1962年の同朋会運動発足までの期間ではないかと思われます。当時、宗門は新しく生まれ変わろうとしていました。「宗門白書」は、宗門の形骸化(封建的体質)の状況から私たち一人ひとりに「親鸞に帰れ」と強く訴えた内容となっています。その具体的な運動が同朋会運動であり、宗門を本来の宗祖の精神にかなう教団になることを志したものです。そのうちの一つに、財政上、同朋会運動は本気で信心で財政を成立させようとしていました。「教財一如」といわれますが、真の「教財一如」を目指し、会計上「同朋会員志」を「款」に区分し、同朋新聞の売り上げを計上し、将来的には相続講になり代わって、もしくは本来の相続講精神に帰るよう信心で宗門を支えることを目標としたのです。しかしながら、今日までその課題は続いています。ある意味、このたびの「宗務改革」「行財政改革」も、「宗門白書」のようにわれわれ一人ひとりが原点に帰る(「親鸞に帰れ」という)ことが求められているのです。

今回、「報告書」では、相続講・同朋会員志を一元化した「(仮称)宗門護持金」と「院号収骨の礼金化」を提起しています。「(仮称)宗門護持金」は、門徒戸数調査結果をもとに、1門徒指数当たりの単価を3,500円年額(仮定)と設定し、薄く広く全ての門徒が拠出するとしています。そして、相続講制度を廃止し、宗門運営の根幹にしていくというものです。「院号収骨の礼金化」は「相続講賞典」を廃止し、御依頼とは別に会計項目の「礼金」に計上していくというものです。ちなみに、「礼金」は「願事礼金」と「授与礼金」に区分され、お寺の授与物やご本尊、お脇掛と同じようにお取り扱いがされるという提案です。ただ、増額改定を行い、還付奨励金として寺院に返すというものです。そのことについて、部会では次のように意見が出ています。

◇ 「院号・収骨礼金化」について

- ・ 院号・収骨による収納が御依頼の6割超であり、礼金化すれば混乱だけしか残らないのではないか
- ・ 院号・収骨の減少傾向は明らかだが、全教区完納が続いている事実をどのように評価しているのか
- ・ 院号・収骨で多くを収納している地域、寺院に負担増を強いる一方、そうでない地域では影響なしか、むしろ負担減となることも想定される

◇ 「(仮称)宗門護持金」について

- ・ 「宗門護持金」は義務金なのか？
- ・ 仮に義務金であっても御門徒に義務金だから納めてくれとどこまで言えるのか？
- ・ 間に立つ寺院が苦慮する結果とならないか？
- ・ 「宗門護持金」の導入と「院号・収骨」の礼金化は極めて慎重に議論されなければなら

らないと考える。

- ・これらの提案は宗門財政の安定化に寄与するかは極めて疑問である。むしろ逆効果が懸念される。

部会内では上記のように厳しい意見がほとんどでした。その意味では今回の報告書は宗門の懇志制度の根幹にかかわる提起であり、今後慎重に議論を重ねていかなければならないと考えます。

II 新たな財源について—自主財源について—

収入総額に比して御依頼が55%前後を占め、賦課金などを入れると依然として財政は各寺院及び門徒によって支えられています。地方では寺院の取り巻く環境が厳しく、御依頼増はもちろん少しでも負担軽減という声は少なくありません。そのような声を受けて、自主財源を模索する動きがすでに始まっています。

①資金保管について

2022年度の財産管理審議会において、宗派保有資金の現状を確認し、有価証券で保管する資金の総額について協議され、資金保管の方途として、宗派保有資金総額約200億円に対し、資金総額の約1/4相当並びに経常費御依頼額相当の50億円を有価証券保管計画の総額としています。すでに5億円を10年債10年で分散取得し取得を開始しています。部会内でも「資金をただ預けておくことは目減りするだけであり、保管の方途としては理解」という意見が多数であり、中には「もっと総額設定を高くしてもよいのではないか」「格付けAAA信頼度の高い会社の債権も検討すべき」など積極的な意見も見られました。今後の資金保管の検討課題はないかと考えます。

②不動産利活用について

2025年度予算では、収入科目の「冥加金」の「不動産冥加金」として、179,620,000円計上されており、前年度に比して、6,300万円増額を見込んでいます。これについても、部会内では自主財源を増やす意味で賛意を示す一方、まだ遊休地があり、早急に利活用することが課題ととらえています。

③大谷祖廟総合整備事業

2025年4月に宗審「大谷祖廟総合整備に関する委員会」答申が出されました。大谷祖廟の総合整備事業は、当初より部会内での期待値が高く、自主財源だけでなく納骨を縁とした教化活動、さらに納骨を縁としたメンバーシップ制の導入など、今までに宗門を支えてきた門徒以外の「潜在門徒（門徒の親族であって手次寺が無い人等）」「関係人口（寺院との縁はないが親

鸞聖人に興味のある人等)」へのアプローチなど、宗門の中心事業としてさらなる展開に期待を寄せるものです。

④重要文化財指定

2023年に宝蔵・大玄関及び大寝殿・白書院・黒書院・宮御殿・桜下亭・能舞台・議事堂（現東本願寺出版建物）・表小書院・菊門・玄関門・寺務所門（現宗務所門）・内事門・十三窓土蔵、などの諸殿群、さらに、内事の洋館、日本館、鶴の間などが重要文化財に指定され、真宗本廟の持つ「潜在的魅力」をさらに引き出せるよう努めるべきであると考えます。すでに、枳殻邸や御影堂門など、多くの方に入場していただいたことは、自主財源の確保だけでなく、真宗本廟の魅力に触れる機縁になるなど、今後、真宗本廟の諸殿群にも同様のことが期待されます。

その他

新たな財源を充実させることは期待されますが、現在ある制度を着実に執行する、例えば、本廟収骨 9216 件（2023 年）に対して、確実に本廟読経志（989 件 /2023 年）を実行すれば、相当見込まれることや、さらに大谷祖廟の納骨志をさらに上げて充実させるべきという意見も聞かれました。

Ⅲ 教化交付金について

2024 年 12 月の宗政調査会において教化交付金の交付基準を新たに設定したいとする提案を内局より示されました。まず概要については以下のとおりです。

これまでの宗務改革の歩み（教区改編・門徒戸数調査）と連動した新たな交付基準を設定し、教区（組）教化の更なる充実を目指す。具体的には、宗派経常費御依頼収納額に定率を乗じる現在の交付基準に、教化施策の対象である門徒数の他、寺院教会数や教区の広域性を考慮した新たな交付基準構成要素を付加し、教区（組）教化の更なる充実を図る。

この概要をもとに、

[交付基準構成要素（案）]

- 要素① 各教区御依頼額の 12%
- 要素② 教区の規模を加味する（全教区御依頼額の 3%）
- 要素③ 各教区御依頼超過収納額の 27%（現行 17%）

※交付基準構成要素の比率は、宗務改革の進捗と連動し適宜見直しをはかる。

というものです。この提案を受けて、部会では教化交付金について以下のように議論しました。

①交付金率 12%について

- 各教区収入総額から交付金率を算出した資料を見ると、2023年度の場合、26.6%から58.9%まであり、教区によっては5%とはいえ教区予算への影響は小さくない。
- 各教区御依頼から単純に一ヶ寺あたりに換算すると、小さいところは1万5千円あたりになり、大きいところは5万円を超える額になる。従来の教化規模を想定すれば、負担が大きいことがわかる。
- 交付金率は17%という必然的根拠はない。これを変えることによって、教区の予算の見直しが始まるのではないか。自教区の場合、前年踏襲のような予算であり、今回の改定提案はインパクトがあり、いい効果をもたらすのではないか。
- 交付金率は絶対ではなく、相対的数字であること知ってもらうことは大きな意味がある。
- 「縮充」すべき時。教化交付金を宗門で考えていく時。

②教区の規模に応じて3%とする提案について

- 交付金の3%の額は、教区で一ヶ寺当たり1万円を切る教区から3万円を超える教区がある。この額を規模の小さな教区が大きい規模の教区に、教化交付金の名のもと結果的に負担させる理由がわからない。
- 教化費が不足したら、やり方を変えるか、知恵を出し合って経費を抑えるか。新たな教化を生み出すか、それでも足らなければ自前で準備するのが筋であり、再交付の名のもとに、他の教区からもらってやるのはそもそも違うことではないか。
- 3%の根拠が不明である。費用が掛かるというのであれば、それを算出し数字化する必要がある。
- 平成の大合併（1999～2010年）で、約3,200から1,700にまで減らした。ここでよく言われた指摘が「経費は上がる。サービスは低下する」と。それを想定して、「組教化の充実」や「IT化」を進めて、従来の人が集まって教化事業を行う、集まって会議をする形式を変えるはずであるが、進捗状況はどうなっているのか。
- 教化交付金は教化基本条例第6条「本派は、教化の本旨に則り、その推進を図るため、これに必要な教化研修の施策を講じなければならない」とあるように、どこまでも教化のために使用すべきである。決して人が集まるための交通費などの諸経費に充ててはならないのではないか。
- 教化交付金は教化研修計画の推進に使用すべき。

総括

各教区の収入総額から算出された交付金率を見れば明らかなように、教区予算への影響は必至ですが、12%については行財政改革推進のため、教区事業を見直すため、基本賛成というのが部会での総意です。しかし、3%については、算出根拠も算出方法もよくわからないばかりか、そもそも規模の小さい教区が大きい教区へ再交付の名のもとに供出しなければならない必

然的理由もみえません。逆に、規模の小さい教区から教化費が不足を理由としてもらうのは筋が違うのではないかと、とも言えます。教化交付金率は疑いをもたれたりすると、行財政改革への不信感が強まることとなり、どこまでも公明正大が原則でなければならないと考えます。今後、慎重に議論していくことが求められます。

IV 宗費賦課金について

宗費賦課金の議論は、宗調財政部会とメンバーが重なることもあり、2017年の「宗費賦課金に関する審議会」の答申（以下答申）と、2023年度「宗議会宗政調査会財務部会（清史彦主査）」の報告書（以下報告書）を受けての議論としました。

議論すべき課題

- ①寺院賦課金は旧「寺格」を引き継いだ賦課号数を基としており、差別性のある旧寺格の要素を使用していること。
- ②僧侶賦課金の僧侶（教師でない）負担額が一門徒指数の負担額に比して少ない。門徒戸数調査の結果から算出した御依頼負担額が一門徒指数あたり約4,600円であるのに対し、教師でない僧侶の賦課金が4,500円となっているため、増額改定をしなければならないこと。
- ③住職賦課金は、教団における住職の権限の大きさに比して低すぎること。
- ④必要な財源を安定的に確保していくという宗派の財務の課題に立てば、将来的には宗費賦課金の割合を増やすことを検討していかなければならないこと。

以上、4点を論点として種々議論を展開しました。以下、主だった意見を掲載します。

(A) 寺院賦課金「廃止」について

- 寺院賦課金一律にするのは難しいから廃止という意見があるが、それは理由とはならない。反対。
- 廃止することによって、現状に比して僧侶賦課金が相当増額になり現実的ではない。
- 大谷派の寺院として名のっている以上は責務を負うべき。
- 大谷派の看板料。
- 宗派に与することによって得る社会的な信用、教育教化など単立寺院ではなし得ない大きな恩恵を思えば、ゼロはあり得ない。
- 宗派に所属している必要経費もあるから、廃止は適当ではない。

(B) 寺院賦課金が旧寺格を継承していることについて

- 糾弾会を受けた教団として、旧寺格の要素をそのままにしておくことはやめるべきである。

- 同朋会運動の課題を放置しておくことは、先人に対しても顔向けできないのではないか。
- 答申にも報告書にもそのまま継承していくことは適当ではないことを結論づけているが、新たな賦課基準を設けるときの躊躇しているのが現状である。

(C) 門徒戸数を基準として寺院賦課金に差異をつけることについて

- 寺院によって規模の大小がある以上一定の理解はできる。
- 門徒戸数調査の数字は御依頼割当基準の要素として使用する以外に調査結果を使用できない規定となっている。
- 差異をつけると懇志と義務金の性格が不明瞭にならないか。
- 寺院の歴史や規模の大小に関係なく、権限が平等であることを踏まえれば一律にすべきではないか。
- 報告書に「それぞれの寺院の運営状況が大きく異なる現状に対し、金額の多寡に関わらず、「同額」とすることは、かえって差別的」とあるが、差別というほど多額ではない。

(D) 僧侶賦課金の額について

- 住職賦課金 1 万 5 千円について、門徒から「毎月ですか」と言われたことがある。住職の立場や権限を考えれば、現状は安価ではないか。
- 賦課金を上げることについて寺院方は反対するが、門徒方は賛成であり、当然のことと思っている。
- ご門徒が本山に納めている平均額より僧侶が少ないのはやはり問題である。
- 寺院を取り巻く環境を考えれば、増額はもとより現状も厳しい。
- 増額したとしても、その恩恵を感じられない。
- 何らかの根拠をもって賦課すべき。

(E) 賦課区分について

- 答申での「学事賦課金」「災害活動支援賦課金」「門徒賦課金」「坊守賦課金」など議論及び結論について、特別異論はなかった。ただ、賦課金について、「真宗本廟御修復賦課金」(仮) など僧侶の責務を明確化した賦課金は検討すべき。
- 賦課金の割合を増やすことは宗派の財務の観点から必要であることから、用途を明確にした新たな賦課区分を設けることは検討するべきである。

(F) その他

- 厳しい寺院の現状を鑑みると、教化奨励金(仮)のような直接還付することと組み合わせる考え方が大事ではないか。
- 法規上、寺院賦課金や僧侶賦課金の目的及び性格について明文化すべきではないか。
- 宗費賦課金の議論は尽くされている。あとは内局の決断である。

以上、もろもろの意見を踏まえ、当部会では議論に終わらないように、一つの案を下記に具体的に提言することとしました。

①寺院賦課金は一律。旧態依然の賦課号数については、上記の通り差別性があり、そのまま継承することは宗門の理念と相反する。

②寺院賦課金は「崇敬費（2024年度 258,647,000円）」を根拠として算出。

崇敬費は荘厳はじめ、報恩講、得度式など真宗本廟の根幹の事業という理由。

第13条 真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする聖域であって、本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。

2 真宗本廟は、すべての寺院及び教会の本山とし、本派に属するすべての個人及び団体は、これを崇敬護持しなければならない。

③僧侶賦課金については「組織振興費」「共済福祉費」を根拠とし計上。

「組織振興費」は同朋新聞、坊守会連盟や教化振興助成費、地域振興助成費など。

「共済福祉費」は第1種共済制度運用費、福祉費、災害見舞費など。

賦課金種類	内訳	金額
寺院賦課金	3万円×8493ヶ寺	254,790,000円
僧侶賦課金		
住職・教会主管者	3万円×7282	218,460,000円
本務代務者	3万円×312	9,360,000円
兼務代務者	3万円×542	16,260,000円
教師	3万円×9153	183,060,000円
教師でない僧侶	3万円×14679	146,790,000円
賦課金合計		831,390,000円

今回の賦課金の議論において、寺院賦課金をどのように取り扱うのかが大変悩ましく、問題になりました。そのまま賦課号数を継承することは寺格的要素を放置していくこととなります。また、逆に寺院賦課金を一律にすれば、寺院の負担率に差異が出て、不満が出ることは容易に考えられます。だからといって、不満が出ないように低い数字にすべてを合わせると、財政上、安定的財源の確保という視点から問題が大きいと考えます。しかし、宗門が責任をもって活動するために、必要な財源の安定的な確保と、すべての宗門人がひとしく宗門財政を担うという観点から、以上のような数字を提示いたしました。

V 融資制度について—本願寺派「寺院振興金庫」制度への聞き取り—

能登地方の地震を被災した経験から、融資制度について、昨年、2024年の常会にて質問がありました。当事者からの問いかけは非常に重く、それが機縁となり、当派においても可能か

どうか調査研究をしたいと考えたことが今回の聞き取りになりました。

宗門における融資制度の議論は、2006年宗審「災害復興支援に関する委員会」第4回にて意見が交わされています。阪神淡路大震災直後の1995年「広域災害の対応に関する委員会」の意見集において、「融資制度についても、共済制度と相俟っての検討課題として、早急に取り組みを始めていくことが望ましい」という報告を踏まえての議論です。その第4回の答申には宗派が被包括法人に対して融資した場合、「金銭消費貸借関係」となり、もし仮に不良債権化した場合、いくつか課題があることが指摘され、結果として議論が保留となっています。文言としては「金銭消費貸借関係に係る問題に対処する必要がある」というものです。この点についても、寺院振興金庫はどのように対処されているのかなど、調査研究をする視点となりました。

ただ、今回の聞き取りは、大風呂敷を広げて融資制度を拡充するということではなく、効率化を図りながら実を取ることを目指せないかという模索です。宗門においては、有事の際に共済など、ほかの宗教団体に見られないほど手厚いものですが、寺院の取り巻く環境が厳しい中、住職や坊守、門徒が場の創造を願い、現状を打破するような一歩を踏み出したいと願ったときの支援制度が皆無ではないかと思われまます。公助ではなく、自助を助ける、自助を後押しするような公助を模索したいということも、今回の聞き取りの狙いでもあります。

浄土真宗本願寺派「寺院振興金庫」制度に学ぶ

[目的]

近年、寺院を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の影響を受け、年々厳しさを増している。

このことは、厚生労働省が調査する人口動態でも、少子高齢化と人口流出による過疎・過密化は更なる進行が推測されており、文化庁発行の『宗教年鑑』からも、真宗大谷派の宗教法人格を有する寺院・教会数は、2004(平成16)年から2024(令和6)年の20年間で211カ寺が減少、その内184カ寺は2014(平成26)年以降に減少したことが明らかとなっており、加えて、2024年1月1日発災の「令和6年能登半島地震」により、その状況はより一層、深刻化・加速化することが予想される。

そのような中、浄土真宗本願寺派におかれては、一般寺院の復興支援並びに国内開教の促進を図るための財的支援を目的とした「寺院振興金庫」が設置され、開教拠点の設置や本堂の新築・修復に関する貸付、宗教法人の設立・解散にかかる助成などの手厚い制度運用がされている。

これらの取り組みは、弊派としても参考とすべき点が多く、このたび、「寺院振興金庫」制度運用に関して、浄土真宗本願寺派担当者へその知見をお伺いしたい。

聞き取り項目

- ①「寺院振興金庫」の設立の背景及び願い
- ②制度運用にかかる現状と課題
 - ・ これまで申請件数及び貸付・助成額
 - ・ 運営上の課題
- ③審査組織
 - ・ 委員構成
 - ・ 審査基準及び期間
- ④資金の現状
 - ・ 資金総額
 - ・ 貸付金の返済状況及び不履行際の措置（過去件数）
 - ・ 貸付の法的根拠（国内法）
- ⑤宗門内の評価
- ⑥大規模災害時の対応
 - ・ 能登半島地震に対する対応

①「寺院振興金庫」の設立の背景及び願い

浄土真宗本願寺派の親鸞聖人 750 回大遠忌宗門長期振興計画」（平成 17～27 年）の重点項目として「過疎・過密対策」が掲げられ、その対策の 1 つとして、一般寺院の振興支援並びに国内開教の促進を図るための財的支援（貸付・助成）を目的に設置されたものになります。

1. 《貸付制度》

区分	貸付種類	貸付条件	貸付額		貸付期間 (据置期間含む)
国内開教対策	①開教拠点の設置	国内開教の必要が認められる地域で、新たに寺院の設立を目的とした開教拠点を設置する場合	一口 100 万円	上限 30 口 (特別に理由がある場合で総局が認めた場合 50 口)	20 年以内
	②主たる事務所の移転	国内開教の必要が認められる地域で、寺院又は非法人寺院の主たる事務所を移転する場合	一口 100 万円	上限 10 口 (特別に理由がある場合で総局が認めた場合 30 口)	10 年以内
	従たる事務所の設置	国内開教の必要が認められる地域で、新たな寺院活動を目的とした従たる事務所を設置する場合	一口 100 万円	上限 10 口	
	③都市開教専従員の開教活動資金	都市開教専従員の当初の開教活動資金として必要な場合	一口 100 万円	上限 10 口	20 年以内

区分	貸付種類	貸付条件	貸付額		貸付期間 (据置期間含む)
寺院 振興 支援 対策	④ 本堂新築・修復	寺院又は非法人寺院の機能の振興を目的として、本堂新築又は修復の場合	一口 100万円	《新築》上限 20 口 《修復》上限 10 口	10 年以内
	⑤ 境内建物その他施設・ 環境の整備	寺院又は非法人寺院の公益的活動の展開を目的として、社会福祉及び介護等にかかる施設や設備の新設・購入、並びに境内建物その他施設におけるバリアフリー環境の整備を行う場合	一口 100万円	上限 5 口	10 年以内
	⑥ 寺院後継予定者 就学資金	寺院後継予定者の就学資金として借り入れたい場合 (短期大学を含むすべての大学及び仏教学院における就学期間を対象)	1 カ年 50万円	最長 4 カ年 (50万円×4年)	10 年以内 ※就学期間終了後から返済開始

2. 《助成制度》

助成種類	助成条件	助成額	助成方法
① 寺院の設立	新たに宗教法人たる寺院を設立したとき	100万円	住職の申請により、 寺院に対して交付します
	新たに非法人寺院を設立したとき	50万円	
② 開教拠点の設置	新たに寺院の設立を目的とした開教拠点(都市開教専従員の駐留拠点含む)を設置したとき	20万円	
③ 法座活動の支援	寺院又は非法人寺院の活動支援を目的として、教区が人的支援を行ったとき (ex. 住職が不在等の理由で法座活動が困難な寺院)	一法座につき 3 万円 (同一法座は年 2 回まで)	教務所長の申請により、 教区に対して交付します
④ 寺院の合併・解散	寺院又は非法人寺院が合併・解散及びこれに伴う境内建物の除却を行うとき	・寺院の合併にかかる事務費 上限 10 万円 ・寺院の解散にかかる事務費 上限 20 万円 ・寺院の合併・解散にかかる 境内建物除却費用の半額補助 上限 100 万円 (該当費用相当額の 1,000 円未満は切捨)	住職等の申請により、 寺院に対して交付します

浄土真宗本願寺派 HP より

②制度運用にかかる現状と課題

(ア) これまでの申請件数及び貸付・助成額

国内開教対策

開教拠点の設置	9 件	直近 10 年	1 件	総額	23700 万
寺院振興対策					
本堂新築・修復	69 件	直近 10 年	37 件	総額	88100 万
寺院合併・解散 助成					
事務費助成	69 件	直近 10 年	39 件	総額	1074 万
除却費助成	42 件	直近 10 年	42 年	総額	4117 万

(イ) 運営上の課題

〈貸付〉

- 貸付件数が年間数件にとどまっており、利用がなされていない。
- 昨今の物価上昇など社会情勢に鑑み、貸付金額の増、貸付期間の延長の検討が必要である。
- 現在の貸付対象の幅を広げてほしいとの要望を受けている。例として寺院が「納骨所」を新設する場合は本制度の貸付対象外となり、検討を求める意見多数ある。

〈助成〉

- 解散に伴う施設除却費助成金（現状上限 100 万円）の増額を求める声が多い。しかし、貸付・銀行利息収入等が乏しく現況では難しい。

③委員構成

寺院活動支援部の担当総務以下、宗派要職者（統合企画室長、同副室長、財政事業部長、寺院活動支援部長）及び宗派顧問弁護士、龍谷大学経済学部教授の計 7 名で構成している。

- 審査基準

詳細は「寺院振興金庫設置規程施行条例」「寺院振興金庫運営細則(内規)」にて定める。
基準に即しているか否かの判断は「金庫管理委員会」にて行う。

④資金の現状

- 資金総額約 28 億円の予算規模
- 貸付金の返済状況

順調であり、債権不履行はない

滞納者への対応…マニュアルがありそれに則って対応

2022 年度から 2024 年度で 22 カ寺

3 年間で 95 件、電話による督促

連帯保証人に通知および教区寺院振興対策委員会に調査依頼 2 ケ寺

- 貸付利息

実際に貸付を行う年度の 4 月 1 日の基準割引率及び基準貸付利率（公定歩合）に、0.5%を加算した数を乗じた額

現在の基準貸付利率は 0.75%のため、1.25%

⑤宗門内評価

- ご理解をいただいている。貸付された方にはおおむね好評。
- 要望として、要件として納骨堂なども入れてほしい。また公正証書など審査が厳しい割には貸付額が少ないなど寄せられているとのこと。

今回の聞き取りについて、本願寺派事務担当者の誠実なる対応のおかげで充実した 2 時間と

なりました。聞き取り項目の一つ「債権不履行」については、創設以来、1件もなく順調に運営しているとの説明を受けました。申請段階から「資金計画書」「前年度の予決算書」「議事録」「保証意思宣明公正証書」などあり、それを「寺院振興金庫設置規程施行条例」「寺院振興金庫運営細則(内規)」に則して「金庫管理委員会」にて可否の判断をしているとのこと。 「延滞」についても、寺院代表役員との「金銭消費貸借契約書」のなかに、2ヶ月間滞納した場合、『期限の利益喪失』という文言があり、一括請求できる契約になっています。しかし、身内のお寺ゆえに、どこまで指摘するかという問題を残していますが、過去1件だけ同様のことを数度繰り返した事例があり、一括返済を指摘し、返却された事案がありました。ただ、ほとんどが失念していたなど、振込ゆえの事象であり、施行条例にある「貸付延滞利息」を取るような事案は今までにはないようです。事務担当者においてはあらゆることを想定したマニュアルがあり、それに則ってすべて行っているようです。

また、振興金庫の種類及び原資についてやりとりがあり、

- (イ) 龍谷学事振興金庫
- (ロ) 幼児教育振興共済金庫
- (ハ) 国際伝道推進金庫
- (ニ) 宗門振興推進金庫
- (ホ) 直轄寺院・直属寺院振興助成金庫
- (ヘ) 災害対策金庫
- (ト) 寺院振興金庫

振興金庫の種類は7種類あり、寺院振興金庫の場合、「伝道教化」「寺院振興」を推進するためであり、その他、それぞれ目的によって振興対策を講じています。

原資については、本願寺派運営の保険代理店があり、本願寺派地域寺院の災害保険の掛け金を割り引いて提供し、手数料などの利益を振興金庫に回付しているとのことでした。賦課金や回付金だけでなく、手数料などの利益を還元することで、より充実した体制を構築しており、制度の建て付けやその運用についても多くのことを学ぶ機会となりました。

このような充実した内容の寺院振興金庫制度ですが、資金が私の手元記録では28億であり、十分当派としても検討できる余地はあるものと感じました。特に、これから寺院運営が厳しくなる中、場合によっては本山に与するかしないかという判断が地方の寺院に起こるかもしれません。しかし、単立寺院では為しえない教化教育、相互扶助、寺院支援の側面などをより充実させることも、宗門にとって重要かと思われます。

VI 宗宝宗史蹟指定拡大について

宗宝宗史蹟保存条例の第1条に

この条例は、宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理のために必要な事項を

定め、適正な保存環境を確保し、宗門の財産を伝承護持し、もって本派の教学、儀式に資することを目的とする。

とあるように、この条例は儀式教学に資するため、宗宝宗史蹟の指定とその保存のための条例です。現在、宗宝と指定されているものは37点あります。

教行信証（坂東本）
安城御影
本願寺聖人伝絵（康永本）（弘願本）
聖徳太子絵像
皇太子聖徳奉讃
唯信抄
浄土文類聚鈔
一念多念文意
六字名号
二尊大悲本懐 など

内、36点は大谷派所有のものであり、1点のみ「大谷本願寺文禄撞鐘」が難波別院所有のものとなっています。

宗史蹟は、

親鸞聖人墳墓の地（大谷祖廟）
岡崎草庵跡（岡崎別院・総合整備事業実施に伴い、宗史蹟の指定を解除中）
寓居跡（光圓寺）
茶毘所（延仁寺）

の4点となっています。

現在は宗祖中心に指定されていますが、今回、同朋会運動の推進に、また、地域の活性化に、この宗宝宗史蹟の指定拡大ができないか、というものです。地方には宗祖の教えに生きた歴史があり、それに関連する御講や宝物、史跡など、各地域に存在します。宗宝宗史蹟の指定は、地方にある真宗に関連するものを真宗大谷派東本願寺が「宗宝」「宗史蹟」と宗史上価値あるものとして公式に認める行為です。したがって、公式に顕彰する行為であるため、社会的に歴史的文化的価値を高めることにつながります。価値を高める行為になるため、浄土真宗の生きた歴史を宗門内外に学んでいただく機会ともなり、教化活動にもなります。また、後世に伝える有効な手段になり得るなど、指定ということは本山しかできない大変大きな行為です。その指定拡大によって、地域にある潜在的浄土真宗の遺産を価値化する行為が、この宗宝宗史蹟保存条例になります。保存条例第5条に、指定には「宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得て、宗務総長がこれを行う」となっております。同朋会運動の推進のため、指定拡大について大いに期待できるものです。

ただ、今回の提案は保存管理の費用を賄うためではなく、経費や保存管理はあくまでも地方で行うものであり、指定拡大のみの提案であることを付記します。

以上

「同朋社会」部会

主任 篠塚榮祐

はじめに

興法議員団政策調査会は、その時代、社会における宗門の様々な課題に対し、内局の施政方針と同調し、政策に資するべく調査研究が行われてきた。

2021年度より「同朋社会」部会として新設されたのは、それまで「教学教化」部会の中で議論されてきた「是旃陀羅」問題への取り組みが更にその重要性を深めてきたからに他ならない。

宗憲（前文）には、「第一にすべての宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める」とあるように、第一義として「同朋社会の顕現」が挙げられている。

しかしながら、私たちは、真にその第一義である「同朋社会の顕現」という課題に向き合っているであろうか。「是旃陀羅」問題は、正にその課題に否応なく向き合わされるものである。

私たち一人ひとりが自らの差別性を知らず、無自覚に差別を助長してきた事実を真摯に受け止め、人間が持つ差別という根本課題に向き合わなければならない。

また、「是旃陀羅」の課題にとどまらず、聖教の差別言辞、また、法名「釋・釋尼」という性差の課題、宗教二世問題、2年間という短い期間ではあったが、当部会ではそのことを念頭に置き、下記の課題について調査研究を行ってきた。

- I 聖教における差別言辞「是旃陀羅」問題について
- II 性の多様性「尼」についての課題
- III カルトとの境界線 宗教二世問題
- IV 能登地震の被災地を視察して

I 「是旃陀羅」問題について

宗派が現在取り組み、進めようとしている7つの施策の中で、

- ①全国の寺院・教会を対象とした意識喚起
- ③「経典からの削除」の可否及び「経典読誦の方途」の検討

の2点に絞って議論をした。

2023年5月31日、学習冊子『是旃陀羅問題について』が発行された。ついで、2024年1月28日、学習テキスト『御同朋を生きる』が発行され、宗派全寺院・教会に残らず配布された。現在、これをもとに、解放運動推進本部を中心に、各教区において「是旃陀羅」問題に関する説明会が行われている。ここにおいて、「是旃陀羅」問題とはどういう問題なのかを提起し、周知し、誰一人この問題の範疇外にいる人はいないのだと、意識喚起していかなければならない。

しかしながら、説明を担う解放運動推進本部の現状を考えると、人員の負担が量的にも質的

にも重いのではないかという意見があった。

また、全寺院・教会に案内されるべき教区説明会に役職者のみの制限があったことは、教区の事情によるとはいえ残念なことであった。小冊子、学習テキストが全てに配布された事と、手に取って確実に読んでもらえるという事は、別の事であると考えなければならない。

この後、教区学習会が行われ、講師となるべき人材を講習会において養成し、全教区 393 組に広げ、問題を周知していくこととなる。

その時に一番重要となるのは、この問題を講義し伝える「講師」の人材育成ではないか。この問題に無関心な人、知っていてもあえて学ぼうとしない人、真宗教学とは別だと考えている人、そのような人たちに如何に伝え、意識を持ってもらうかは正に伝える側の課題であろう。

また、被差別のご門徒を抱える教区、組の中でこの問題を講ずることの困難さは想像に難くない。この講師を担う人材を養成することに宗派は注力し、手厚い長期的な支援をするべきだと考える。

次に、「経典からの削除」の可否及び「経典読誦の方途」の検討について議論したが、経典は七高僧や宗祖によっていただかれてきた聖典であるため、時代による差別感の変化によつての経典の文言の削除はするべきではないという意見が大多数であった。

そもそも、末代の我々に経典の文言を削除する資格があるとは考えられない。よつて、「是旃陀羅」の語を『観経』から削除したり、文言を言い換えたりは出来ないと考える。

「経典読誦の方途」については、様々な意見が出された。

まずは、広島県連から指摘された「読まれると痛みを感じる」という声に、宗派はどう応えるのか。冒頭、「自らの差別性を知らず、無自覚に差別を助長してきた事実」と述べたが、正にその事実を「痛い」という切実な言葉で私たちは知らしめられたのである。

それは誰かの問題ではなく、無自覚に経典を読誦してきた私自身の問題であり、宗門一人ひとりの問題であるはずである。その事を大前提として「読誦の方途」を考えなければならない。

その中で出てきた意見は、「読まない」ではなくて、「読めない」という意見だった。「読まない」「読むべきではない」という言葉は、「痛い」と言われるならば「読まない」という上から目線の言葉であり、私自身の問題ではなく他人の言葉である。したがつて、この事実を知らされた以後は、「読めない」という不読の姿勢の意見が多く出された。

また、『仏説観無量寿経（抄）』を依用している当派は、法要時、『仏説観無量寿経』を全文読誦しているわけではない。この『抄』の如く「是旃陀羅」の部分を乃至して且つ、序分の意を教義的に損なわない新しい『法要式』を作り、それを依用するという意見も出された。

しかしながら、その場合、「読まれれば痛い」という声に応えたように見えるが、自らの課題としなければならない「是旃陀羅」問題が、乃至される事によつて埋没し見えなくなつてしまつて危険性がある。

次世代に教えを繋いでいかなければならない宗門が、これで読誦の問題を解決したとして良いのだろうか疑問が残る。

責任と覚悟をもって「読誦すべき」という意見は、当部会にはなかった。

そこで、少数意見ではあるが、差別の言葉として機能しているこの「是旃陀羅」という文言を四角で囲み、読誦するのか不読にするのかを、拝読者のこの問題に対する向き合いに任せるべきという意見があった。

この後、全教区全組にまで学習会が開かれていく中で、この課題を我が身に引き受けていくという責任が宗門一人ひとりにあるのではないか。例え内局が「読誦」或いは「不読」と決めても、乃至した新しい「法要式」を作るにしても、この問題と向き合い、我が身自身に引き受けるという姿勢が曖昧になるのではないかという危惧を覚える。

少なくとも、この問題を全組へ周知し、意識喚起をするまでは、この言葉を見えなくしてしまう施策は採るべきではないと考える。

Ⅱ 性の多様性として「尼」についての課題

性はその人らしさや生き方に関わる重要な概念である。性には生物学的な性、性的指向や性自認（ジェンダー）など、多様な要素がある。社会には、高齢者、子ども、友人、家族、障がいのある人、外国人、それぞれの特徴を持ったさまざまな人が暮らしており、一人ひとりがその構成員であると同時に、誰もが「多様な性」の構成員の一人である。

「同朋社会の顕現」を目指す当派は、今般、得度式・帰敬式に授与される「法名」について、新たな方向性を示した。

2025年1月より、法名の授与について、原則として男性には「釋」、女性には「釋尼」の法名を授与するとしながらも、受式者の願い出に応じて、法名「釋」か、あるいは「釋尼」の選択が可能となった。

この事は前述の性の多様性に対応した措置であると考えられる。

大谷派の法名授与の現状は上記の如くであるが、真宗各派の法名の状況を調べてみた。

まず、浄土真宗本願寺派では、1989年3月31日以前は女性において「釋尼〇〇」であったが、現在は男女とも「釋〇〇」と「尼」の字を用いていない。（因みに、1989年1月8日より元号が平成となったので、それを機に尼の字を用いなくなったのではないかと推察される。）

真宗佛光寺派、真宗興正派も、男女とも「釋〇〇」と、尼の字を用いていない。

真宗高田派においては、「釋+道号(二字)+法名(二字)+位号」と、釋の下の子文字数は多いものの、女性に対して尼の字を使ってはいない。

また、真宗木辺派は原則として「釋〇〇」であるが、希望があれば「釋尼〇〇」と出来るとなっている。

その他の宗派については未調査であるが、木辺派の希望者を除いて法名に「尼」の字を用いているのは、大谷派のみであると言える。

この状況を踏まえて、2024年度常会において部会員から次のような一般質問をした。

「今回、当派の法名授与の変更においても、他派と同じく「釋〇〇」に統一することは出来なかったのでしょうか。統一ではなく、あえて選択制にされた理由を聞かせて頂きたい。」この一般質問に対する内局の答弁である。

「ご承知の通り、法名は仏弟子としての名前です。善男子・善女人と呼ばけられる釈尊の声を受け、仏法の縁に育まれることによって、自らの名告りとなっていくことが願われることですが、法名に「釋尼」の文字があることによって法名を受け取ることが出来ないという声が届けられるようになりました。しかし、その一方で「身体の性」は男性であっても、自分は女性であるという性自認をされている方もおられます。その方は「尼」が付いていない法名に精神的な苦痛を抱くとおっしゃいました。

法名を「釋」に統一することも一つの方途ですが、これによって「釋尼」の法名を大切にされる方や、生きづらさを抱える方の声を捨象することにもつながっていきます。

同朋会運動を推進する同朋教団として多様な声に耳を澄ませ、自らの名告りとして法名があるよう進めて参りたいと存じます。」

このように、真宗大谷派は紡がれてきた歴史を引き継ぎつつ、性の多様性に対応し、男女の区分が自らの名告りに支障を来すことがないように「尼」の選択制という方針を示した。この事は他派の法名授与の状況から見ると、大谷派独自であると言える。

部会で議論となったのは、性自認の多様性といっても、それは圧倒的に少数派（マイノリティ）ということである。

その少数派の方々に得度式や帰敬式の申請の場において、「願い出」を出させるということに特に宗派は慎重にならなければならないのではないか、との意見があった。

得度願の「性別」の記入欄の削除、帰敬式願の記入は任意となり、選択事由の聞き取りは行わないとなっているものの、書類を提出するということは、そこに「願い出」と共に「告白（カミングアウト）」があることになる。

帰敬式実践運動の推進と共に、真宗本廟での受式のみならず、各寺院での受式が可能となったことで住職選定法名の増加が予想されるが、申請を受け付ける住職、寺族もまた慎重にならなければならない。性的マイノリティに対応した今回の方針は受式者本人の問題だけではなく、そこに関わる人たちの問題でもある。その理解がなければ、マイノリティ差別や偏見を引き起こしかねないのである。

大谷派独自の方針としてこの措置を打ち出したのであれば、この事に対する啓発が不可欠であり、宗門全体をもって性の多様性を理解し、人それぞれの生き方を尊重し受け入れていく土壌を醸成していくことが必要であると考えます。

Ⅲ カルトとの境界線 宗教二世問題

元首相の銃撃事件を発端に、文部科学省は 2023 年 10 月に旧統一教会への解散命令を東京

地裁に提出し、2025年3月25日、東京地裁は旧統一教会に対し解散命令を下した。カルトと呼ばれる宗教団体が世間の話題となる中で、「宗教二世」という問題が取り沙汰されるようになった。

宗教二世問題とは、親の信仰する宗教団体に生まれ育った子供たちが、その宗教の教義や文化に対して抱える葛藤や問題の事である。特に親の信仰が強く影響するため、個人の自由や自分は一体何者なのか（アイデンティティ）に対する圧力が生じるという問題である。

真宗大谷派と反社会的な事件を起こしかねないカルト教団とを比べるべくもないが、宗教二世という問題が当派の中にあるのか、部会の中で議論をした。

まず、0歳から帰敬式を受式出来るということはどうかを議題とした。

儀式条例第10条（帰敬式）には次のように書かれている。

「帰敬式は、本派に帰依の誠を表す儀式とし、門首がこれを行う。ただし、住職及び教会主管者は門徒の希望により、これを行うことが出来る。」

0歳児また未就学児に帰依の誠があるだろうか、甚だ疑問である。法名「釋」「釋尼」の選択制についてもあまり意味をなさないであろう。

しかし、そこには間違いなく親や家族の願いがある。念仏の教えをいただき、仏弟子として成長を願うという、大切な信仰を子どもに受け継がせたいという大きな願いがある。重要なことは、親や家族も共にその願いのもと育つということであろう。

将来、受式者が個人の信仰により法名を返還することも出来るのだから、強制には当たらないと考えられる。

次に、得度式における、男性のみの剃髪はどうか。

「得度式」は本派の僧侶となる儀式であって、男女とも9歳から受式することが出来る。原則として住民票記載の性別が男性の場合は、剃髪を要するとある。ただし、病気等による身体的事情と、性自認が男性以外の場合は剃髪を免除する場合があるとなっている。成人となつてからの得度式ならば、剃髪も自己の意志で行われるであろうが、小学生・中学生の児童生徒の場合、一般的には剃髪を嫌がる傾向にある。部会員の経験を聞いても、皆一様に嫌だったというが、子や孫の時にはそれを何とかなだめ説得して剃髪をしてもらったという事であった。

問題となるのは、剃髪を強制された場合と、極度に剃髪を嫌がり得度式自体を受けられない場合である。極度に嫌がるものを強制的に剃髪させるとなると、第三者から見て児童虐待と言われかねず、厳に慎むべきである。

極度に嫌がる場合には、時期が熟していないと考えるべきで、たとえ9歳になっていたとしても家族、関係者の中でよくよく話し合い、理解し納得するまで待たなければならないと考える。

一度だけの通過儀礼として剃髪を捉えるのではなく、「初発心」の姿勢として願われている身だと伝えられることが望ましい。

剃髪を選択制という意見もあるが、本来の意味が伝えられないならば、安易に拒否という選択に流れやすいのではないか。剃髪を嫌がる意見があるから選択制にするというのではなく、

大谷派僧侶として生きる意志と責任の芽生えを待ってから得度式を受けるべきで、宗門全体の中で青少幼年教化の更なる拡充が必要であると考えられる。

宗教二世問題を考える上で、寺院の後継者問題がある。

地方などの過疎地域にある寺院において、以前から人口減少に伴う門徒減少や高齢化が進む中で、寺院を維持、運営するという事が困難となっている。

たとえ後継者がいても寺院を継承していくべきか、解散という苦渋の選択をすべきか思い悩んでいるという問題がある。そのような寺院の多くの場合は、元々門徒戸数が少なく、後継者が別の職業に就いているケースが多い。

能登半島地震以後、多くの大谷派寺院を抱える北陸地方にもこの問題が顕著になってきた。住職はそのような現状の中で、願いはあっても後継者に寺院を任せるのを躊躇うのではないか。後継者も維持、運営していくことが困難であると分かっている中で、寺院を継承していく道を選ぶだろうか。

特に現代社会においては、多様な価値観が存在するため、歴史的伝統的な教えと、個人の価値観の間で苦悩が生じることになる。この苦悩を背負わなければならないとすれば、後継者問題も確かに宗教二世問題と言える。

この問題を抱える寺院に対し宗派から寺院活性化支援の中で対応策を示し、解散寺院の仏法継承支援も大事なことだが、寺院放棄という道を選ばせないよう支援していくべきである。

IV 能登地震の被災地を視察して

2025年3月12日(水)、部会員8名にて、能登教区地震被災地及び豪雨被災地の視察を行った。能登教務所(七尾市)を出発し珠洲市へ向かう。金沢市と奥能登を結ぶ幹線道路は、地震から1年2か月過ぎても崩落箇所が何か所もあり、いまだ復旧ならず、迂回路と交互通行の道である。

能登教区には353カ寺の大谷派寺院があり、能登の人口の大多数が真宗門徒という土地柄である。地震による住宅被害が半壊判定以上は公費解体の対象となるため、道路から見える集落には明らかに家が建っていたであろう土地が、何棟分も土色の地面をむき出しにして更地になっている。

海岸線から100メートル以上離れた所からも、すっきりと海が見える場所が何か所もあった。被災された門徒の多くは仮設住宅での生活を余儀なくされている。その上で、奥能登二市二町は、新聞報道で7,000人の人口減少があったという。

一行は珠洲市宝立町の〇寺を訪問した。本堂、庫裏共全壊で既に公費解体済、近くにコンテナを設置し仮の本堂とされていた。住職、坊守は仮設住宅にお住まいとの事、第二種共済の給付も決定し、別の土地を取得し本堂を再建されるという。

次に、珠洲市正院町のS寺。本堂は傾き、近く公費解体との事、本堂もさることながら裏の

墓地の墓石がほとんど倒れていた。住職は不在だったが、必ず再建するというご意志で、HPを立ち上げご門徒と連絡をとっているそうだ。

珠洲市大谷町のK寺。ここの被害は酷く、地震にて本堂が倒壊し裏山が崩れて住職が亡くなり、秋の豪雨で再び土砂崩れが起こり、前に建っていたJ寺の坊守が巻き込まれて亡くなった。視察時には未だ建物の中に土砂が詰まり、異様な臭気が漂っていた。

輪島市のJ寺は被災地ボランティアの活動拠点となった寺院で、宗派からの災害派遣も数多く受け入れられた。既に本堂の改修が始まっており、真新しい向拝柱が建っていた。最後に輪島市の中心部にある宗派所有のR精舎の現状を見た。未だ瓦礫が散乱したままで、宗派が撤去するのか、組の責任で復興していくのか決めかねているとの事であった。

視察は奥能登の道路事情もあり、移動の時間が多く、半日強の日程であったが、能登教区の寺院、門徒の被害の甚大さを感じるには十分であったように思う。

宗派は地震発生当初から災害救援本部を立ち上げ、被災地への宗務役員による途切れることのない災害派遣隊を送り続けた。また、能登教区への宗派見舞金として4,000万円、全国から宗派に寄せられた救援金として、2回に分けて合計約2億3,450万円を支援した。門徒の被害も甚大で、教区に対し経常費の免除・減免も続けられている。お内仏を失ったご門徒には見舞用三折御本尊と勤行本を無償で提供し、お参りの場を取り戻していけるよう配慮している。

そのような中で、被災した寺院は第二種共済の給付も受け、これから本堂を再建、あるいは改修し、教化活動へという次のステップに進んでいくこととなる。本当の寺院の復興は正にこれからである。

行財政改革の取り組みとして、災害によって甚大が被害を受けた教区に対し、「(仮称) 災害時特別教化交付金」を新設するとあった。またこの度、寺院、教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会が立ち上がったと聞く。

宗派には被災寺院・門徒の声を聞き、寄り添い、時間をかけて、息の長い物心両面からの支援を続けていかなければならないと考える。

おわりに

「是旃陀羅」問題には教学教化からの視点とは別に、同朋社会からの視点があると考えてきた。釈尊や浄土の祖師、宗祖親鸞聖人の教えが現代社会においてどう受け取られ、それによってどのような社会が開かれていくのかという視点である。

現代社会とは近代以降の社会構造や文化・価値観を指すが、特に個人の自由や権利が重視され、多様な価値観が共存した社会をいう。また、近代以前から続く差別や偏見を有した社会でもある。

今回の報告として、「読まれると痛い」の言葉に初めて知らされる無自覚の差別、性の多様性に対応し切れていない事実、教団の中に抱えている内なる問題、自然災害の脅威と備えの脆弱性という4点の課題を挙げた。全て現代社会に内包されている問題が表出したものである。

聖教はそのような社会を既に「五濁悪世」と教えられている。

その社会において、私たち宗門が持つ差別性・罪濁性を真摯に受け止め、教学を根拠とし、一人ひとりが同朋でありたいとの視点から見つめ直される社会を「同朋社会」というのではないか。

同朋社会は私たちの依って立つべき大地である。

宗門をとりまく環境は、今後、いよいよ現代社会の中で様々な課題に向き合わなければならなくなるだろう。この同朋社会という大地に立脚した宗門運営、行財政改革が願われている。

政策調査会（2023.7～2025.6）

教学教化部会

主任／内藤 円亮
副主任／三品 正親
高名 和丸
坂本 敏朗
内記 浄
東野 文恵
清 史彦
北畠 顯諒
鳥越 正道

同朋社会部会

主任／篠塚 榮祐
副主任／井上 博
新羅 興正
酒井 一明
今川 雅照
下谷 泰史
沼 秋香
勅使 忍
花園 兼有
望月 慶子

財政部会

主任／能邨 勇樹
副主任／伊吹 惠鐘
八島 昭雄
小林 光紀
那須 信純 2025.2 より
菊池 浩
里雄 康意
大橋 秀暢
竹内 彰典
邨上 了圓
(轡田普善) 2025.2 まで

制度機構部会

主任／井上 裕
副主任／ 無
黒萩 裕
土肥 人史
菅原 貴
尾畑 英和
藤井 宣行
酒井 良
富田 泰成
草野 龍子
齊藤 法顕
西受 秀文 2025.2 より
(副主任 / 山田孝彦) 2025.2 まで

宗務執行体制（2025年2月27日現在）

☆ 宗務総長 木越 渉
〈金沢教区第11組 光専寺〉
☆ 参 務 古賀 堅志
〈九州教区大牟田三池組 浄泉寺〉
☆ 財 務 長 長峯 顕教
〈九州教区大分東組 西福寺〉
☆ 参 務 佐々木 高
〈能登教区第13組 長福寺〉
☆ 参 務 轡田 普善
〈富山教区第12組 照善寺〉
☆ 参 務 山田 孝彦
〈福井教区第10組 唯稱寺〉

宗務執行体制（2023年9月27日現在）

☆ 宗務総長 木越 渉
〈金沢教区第11組 光専寺〉
☆ 参 務 古賀 堅志
〈九州教区大牟田三池組 浄泉寺〉
☆ 参 務 那須 信純
〈東京教区栃木組 慈願寺〉
☆ 財 務 長 長峯 顕教
〈九州教区大分東組 西福寺〉
☆ 参 務 佐々木 高
〈能登教区第13組 長福寺〉
☆ 参 務 西受 秀文
〈大阪教区第8組 受西寺〉

真宗興法議員団政策調査会規約

(名称)

第1条 この規約は、真宗興法議員団（以下「本団」という）規約第10条に定める政策調査会（以下「政調会」という）について規定する。

(事務所)

第2条 政調会の事務所は、政調会会長宅に置く。

(目的)

第3条 政調会は、本団成立の趣旨に則り、政策を立案することを目的とし、本団団員は全員所属する。なお、内局員は除く。

(役員)

第4条 政調会に以下の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名

(会長及び副会長)

第5条 会長は、政調会を掌理する。選出は本団規約第7条第4項に基づき、幹事長が委嘱する。

2 副会長は、団員の中から会長が委嘱する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 政調会に、第3条に掲げる目的を達成するため、専門部会を置く。

2 専門部会に小委員会を置くことができる。

(専門部会の主任及び副主任)

第7条 専門部会に主任及び副主任を置く。両者は部員の互選とする。

2 主任は、会長の命により専門部会を召集し、部会の会務を執行する。

3 主任は、専門部会の内容を文書をもって、会長に報告する。

4 副主任は主任を補佐し、主任に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局員)

第8条 会長は、本会の事務を処理するため、事務局員を置くことができる。

(研修)

第9条 各専門部会は、つねに調査研究に努め、必要に応じて合同の研修会を開く。

(総会)

第10条 政調会の総会は、下記のごとく行う。

定例総会 年1回 本団幹事長の同意を得て会長が招集する。

臨時総会 必要に応じ、本団幹事長の同意を得て会長が招集する。

(報告)

第11条 政調会の総会内容は、第4条に規定する役員及び各部会主任において総括調整し、会長が幹事長に報告する。

(経費)

第12条 政調会の経費は、本団の経費をもって充てる。

2 会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(改正)

第13条 この規約を改正しようとするときは、本団規約第12条に規定する総会に諮り、出席団員の過半数の賛成を得なければならない。

(附則)

この規約は、1978年1月27日より施行する。

2001年9月26日改正

2016年3月2日改正

真宗大谷派 宗議会

真宗興法議員団 政策調査会

【事務所】

〒321-0621 栃木県那須烏山市中央2丁目3番15号 慈願寺内